

# JU埼玉オークション株式会社運営細則

## <申込資格>

当社が開催するオークションの申込資格は次の各号の要件を満たした者とする。

1. 中古自動車取扱古物商許可証を取得し、現にこれを所有していること。
2. 常設の営業拠点を有し、同施設において現に営業していること。
3. 会社設立1年以上経過、古物商取得から1年以上経過、独立営業経験1年以上経過いずれかを満たしていること。
4. 入会審査を受けること。

## <入会審査>

1. 所定の参加申込書及び必要書類の提出。
2. 当社指定日により代表者との面談を実施すること。
3. 当社の審査基準により入会を承認する。
4. 当社の入会審査の決定可否については異義申し立てできず従わなければならない。

## <参加資格>

1. 当社と会員契約を締結した業者であること。
2. 入会審査承認後、入会費用の全ての支払いが完了し、当社が参加を認めた者であること。
3. 入会審査後、当社が特別に認めた者であること。

## <参加手続き>

入会費用は以下の通りです。（保証金は無利息）

(会員分類)	(入会金)	(保証金)	(特別保証金)	ポスカード 代表者無料 2枚目2,000円	IDカード 中販連ID使用 専用2,100円
中販傘下組合員	0円	30,000円	別途定める	同上	同上
ディーラー	20,000円	0円	0円	同上	同上
オークション会員	30,000円	10～100万円	別途定める	同上	2,100円

ご来場の際は、中販メンバーズカード又は当社専用IDカードを必ず胸に着けて下さい。

## <保証金>

保証金の取扱い等については次のように定める。

1. 保証金及び特別保証金は、無利息とする。
2. 保証金及び特別保証金は、会員が当社に対して負担する債務の担保とする。

#### <カード類の紛失>

- 1．ポストカードやIDカードを紛失した場合、当該会員は当社に対しその旨を速やかに届け出ること。
- 2．ポストカードやIDカードの紛失及び盗難によって生じる一切の責任は負いません。特にポストカードの悪用により購入された車輜代金（決済金）その全てはポストカード登録会社の責任負担とする。

#### <登録期間>

会員の登録期間及び会員契約の更新は次の通りとする。

- 1．会員の登録期間は登録から5年とする。
- 2．会員契約を継続する場合は、当社が定める規定に従って更新手続きを行うこと。尚、転居先不明や電話不通など連絡が取れない場合は自動的に失効とする。

#### <登録の抹消・再登録・登録の変更>

- 1．会員は登録期間中に何らかの理由で登録を抹消しようとする時は、その旨を当社に申し出ること。この場合は、債権債務等を確認のうえ問題が無ければ登録を抹消した後、保証金の返還を受けることが出来る。尚、保証金は本契約上の支払債務を控除して返還手続きを行う。
- 2．前項の取扱いを受けた会員が再登録を希望する場合は、当社が定める登録手続きによるものとする。
- 3．登録された事項に変更が生じた場合は、速やかに当社へ届出をすること。

#### <会員の種類>

- 1．中販連傘下組合員（協会員含む）
- 2．ディーラー会員（社団法人日本自動車販売協会連合会所属）
- 3．オークション会員
- 4．ネット会員

#### <会員の義務>

- 1．オークションにおける全ての取引は、ポストコンピューターシステムで処理され、参加者はこのシステムによる結果の全てに従い、当社規約（オークションマニュアル）  
・規定を遵守すること。
- 2．ポストカード・IDカード及びパスワードは、登録者の責任において管理し、それに関するトラブルが発生しても当社は一切責任を負いません。

#### <諸規定・規約の遵守>

会員は、下記の諸規定・規約を遵守すること。

- 1．オークション規約
- 2．オークション運営細則
- 3．手数料規定
- 4．その他、規定・規約及び指示事項

### <禁止事項>

オークションにおいて、次の各号に定める行為を禁止する。

- 1．一般ユーザー及び当社が認めた以外の者を会場内に同伴すること。
- 2．オークション取引に係わる施設に許可無く立ち入ること。
- 3．名義を貸して、出品・落札する行為、ポスカートを貸与すること。
- 4．ネットオークションに参加出来るのは会員のみとし、他の第三者への機器の貸し出し及び使用させること。
- 5．落札店変更すること。
- 6．当社オリジナルネットシステム及び別会社ネットシステムを利用する権利を譲渡又は貸与すること。
- 7．一般顧客に対し、端末を直接操作・検索させること。
- 8．一般顧客に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、スタート価格、落札金額及び相場情報を知らせること。
- 9．一般顧客に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、オークションの落札価格と手数料（入札料及び落札料）のみで自動車を購入できるかのような販売誘引行為をすること。
- 10．一般顧客に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、他の自動車の落札情報を比較してネット会員が落札した自動車の落札価格が安価であるかのような販売誘引活動をすること。
- 12．一般顧客に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、他の販売店が不当に高い利益を得ているとの誤解を与えるような宣伝広告をすること。

### <オークションへの参加制限>

会員が各号に1つでも該当する場合は、オークションへの参加制限をすることが出来る。

- 1．会員がネットオークションのみの加入の場合は他の参加会場への入場は出来ない。
- 2．会員が参加会場が定める与信限度額を超えて落札を行った場合。
- 3．会員の参加会場に対する支払債務が規定の日時までに決済されない場合。
- 4．会員が落札した車輛にクレームが発生した場合において、規定の日時までに当該車輛の代金が決済されなかった場合。
- 5．会員が落札した車輛の名義変更書類を規定の日時までに提出しなかった場合。
- 6．会員がネットシステムの利用料・レンタル料・リース料を期限内に支払わない場合。
- 7．会員の言動が公序良俗に反した場合。
- 8．当社との提携ネット会社は、ネット会員が前項の禁止事項を行っている事実を把握した時は当該会員に通知することなく直ちにその者の参加を停止することが出来る。
- 9．当社との提携ネット会社は、前項のシステムの利用停止事由が解消した時は、当該会員の利用停止を解除することが出来る。

#### <参加の取消>

1. 会員が参加会場の規約・規定・細則等に違反した場合。
2. 会員が参加会場に対する支払いを延滞した時。
3. 会員がネットシステムの利用料・レンタル料・リース料等の支払いを延滞した時。

#### <与信限度額>

1. 会員は、オークション会場運営に際し、会員に対する与信限度額を設定することに同意するものとします。ここでいう与信限度額とは、オークションにおいて会員の落札した代金のうち、未決済の金額を意味する。
2. オークション会場は、上記与信限度額を前項により変更出来る。

#### <免責及び開催の変更等>

参加会場は、下記事項に該当する場合、オークション開催日を変更するか又は中止することが出来る。尚、下記各事項によって被った損害に対して参加会場は、その免責を免れるものとする。

1. ハードウェア・ソフトウェアの故障等による事故の場合。
2. 通信回線の不良・ノイズ等に通信データが変化、又は消滅した場合。
3. 天災・火災・停電その他不可抗力により障害が発生した場合。
4. その他、不可抗力により通常の機能及びサービスが提供出来ない場合。

#### <参加会員強制解約>

会員が下記の事項に違反した場合、事前に通告することなく会員資格を強制解約することが出来る。

1. 会員が破産・民事再生・会社整理もしくは特別清算の申し立てがなされた時、又は小切手・手形不渡りを発生させた場合。
2. 会員が当社に対して有する債権を他に譲渡し、又はこの債権について他より差押え・仮差押え・仮処分等の処分を受けた場合。
3. 会員より当社に対して提出された連絡先が、1ヶ月以上当社発送の郵便物又は電話等による連絡が取れなくなった場合。
4. 会員が犯罪行為により、社会的・法的に処罰を受け会員の解約を必要とした場合。
5. 会員が当社に対する債務を、期間内に支払わなかった場合。
6. 会員が当社に対する債務を、保証金及び特別保証金で相殺した場合。

#### <出品手続き>

出品車搬入受付時間  
毎週水曜日 午前9時より 24時間受付  
|  
翌週火曜日 午前11時まで  
但し、月曜日午後3時以降については、当日出品扱いとなります。

#### 出品車の搬入方法

出品車には、「出品申込書」に必要事項を全て記入の上、車内に入れて会場内指定場所に搬入して下さい。

#### <出品車輛の条件>

1. 違法車（盗難・接合・差押え車）でないこと。
2. 原則としてメーター改ざん車でないこと。
3. 自走可能なもの。（但し、現状車コーナーは除く）
4. 自走可能車でガソリンが入っていること。
5. 場内引回しの都合上、原則として建設機械、大型ブルドーザー、その他特殊車輛は事前に出品可否の判断をしますので、当社の業務課・車輛課にご相談下さい。
6. 当社では、出品条件を満たさない車輛であっても相当と判断した場合は、出品を認めることがあります。

#### <出品車輛の付属品添付>

標準装備の付属品（ナビ・TV・オーディオ・エアコンのリモコン・ナビCD・保証書・記録簿）等、容易に持ち出せるものは車内に入れておき、そのまま出品店にて保管するものとして扱います。

車内に入れておいたままの紛失・盗難等のトラブルに関して当社で責任を負いません。

#### <「出品申込書」の記入>

1. 「出品申込書」に必要な事項を、漏れなく正確に記入して下さい。
2. 出品車輛の乗車定員は、「出品申込書」に記入する必要があり、特にバン・ワゴン系に於いての乗車定員未記入の場合は、当社の判断によりクレームになる場合があります。
3. 荷台の形状が未記入の場合は、「低床」扱いになります。
4. NOx・PM法が未記入の場合は、「不適合」扱いになります。
5. 社外品は、「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄に記入して下さい。未記入の場合はクレームになる場合があります。又、社外品が多数ある場合は「社外品多数」と記入して下さい。
6. 「出品申込書」の装備品の欄は、純正装着のみの記入とし、社外品又は規格外品と重複記入した場合はクレームになります。尚、純正品が提出できない場合は値引き2万円以上の処理となります。
7. 「出品申込書」のセールスポイントの欄は出品車輛のセールスとなるのもの（純正・社外品を問わず）を記入する欄とし、記入した装備品や内容が不良・欠品・記載違い等の場合はクレームになります。
8. 「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄は出品車輛の不良箇所・不良内容などを具体的に記入する欄、又は装備品の欠品・社外品装着がある場合の記入欄とさせて頂き、記入のない場合又は紛らわしい表現及び見にくい表示はクレームになります。尚、不良・欠品等の記入がない場合はセールスポイント扱いとし、不良・欠品等の場合はクレームになります。
9. 出品車輛が車検付の場合は、「出品申込書」に車検月・登録番号を必ず記入して下さい。車輛にナンバープレートが装着されていることが前提となります。名義変更中車輛（普通車）は出品できません。出品された場合は、出品取消しとなります。（出品料は徴収します）

10. 「出品申込書」に車体色と色コードは必ず記入して下さい。基本的に車体色と色コードが違う場合は、色コードを優先とします。
11. メーターに疑義がある場合は、「出品申込書」の走行欄に内容により改ざんは「\*」・交換は「\$」・不明は「#」を記入して下さい。
12. メーター改ざんがわかっている場合は、その旨を「出品申込書」の注意事項欄に記入して下さい。又、走行欄に現メーターの距離と「\*」を記入して下さい。
13. 日本走行管理システムにより、メーター改ざんがわかった場合には調査回答書の提出を求める場合があります。
14. メーター交換車は、保証書又は認証・指定工場で交換されたことを証する記録簿等客観的に証明できる書面があり、日付、交換前の走行距離の記入が必要となります。中古メーターも同様の証明書が必要となります。証明できる場合は交換時の距離と現在まで走行した距離を合算して「\$」を記入して下さい。メーター交換が証明できない場合は「メーター改ざん」の扱いとし、現メーターの距離と「\*」を記入して下さい。

#### 記入例

##### 新品・中古メーター交換車で、証明するものが無い場合。

「メーター交換、証明書が無い為、メーター改ざん車扱い」と注意事項欄に記入して、現メーターを走行欄に{000 km・「\*」}と記入する。

##### 新品メーター交換車で、証明書がある場合。

「平成00年00月00日、000 km時、メーター交換、証明書有」と注意事項欄に記入して、交換時の距離とメーター交換してから走行した距離を合算して、走行欄に{000 km・「\$」}と記入する。

##### 中古メーター交換車で、証明書がある場合。

「平成00年00月00日、000 km時、000 kmの中古メーター交換、証明書有」と注意事項欄に記入して、交換時の距離と中古メーターに交換してから走行した距離を合算して、走行欄に{000 km・「\$」}と記入する。

15. マイル表示の場合は、1、6倍に変換した走行kmを「出品申込書」の走行欄に記入し、現在のマイルメーターは注意事項欄に記入して下さい。
16. 輸入車は、ディーラー車・並行車・登録年式・モデル年式を「出品申込書」に記入して下さい。未記入の場合は不明扱いとなります。
17. 車検証の型式に「改」が入っている場合は、「出品申込書」の型式欄に「改」を記入し構造変更された車輜は注意事項欄に構造変更の内容を記入して下さい。
18. キャンピング車・放送宣伝車など8ナンバー登録車は、それぞれのキット付が標準です。「出品申込書」の注意事項欄にキットの有無を記入して下さい。
19. スタート価格は、オークション開催日の「出品リスト」に記載されます。又、希望価格は、成約時の基本価格となりますのでいずれも必ず記入して下さい。
20. 車台番号の不鮮明なものや職権打刻車は、外車・国産車共に「出品申込書」の注意事項欄に記入して下さい。未記入の場合はクレームになります。
21. 「出品申込書」に虚偽の記入や記入に誤りがあった場合にはクレームになります。尚、内容によりペナルティを出品店に科します。
22. 「自賠責保険証」が離島の場合は「出品申込書」に記入して下さい。未記入の場合は本土の「自賠責保険証」を提出して頂きます。

- 23．事業用ナンバーの付いている車輛は、出品できません。出品された場合は、出品取消しになります。（出品料は徴収します）
- 24．書類有効期限が短い場合、「出品申込書」へ記入することによりペナルティなしで提出可能とします。但し、最短の書類有効期限は、書類受付日を含め21日以上とします。
- 25．落札店は、ナンバー応募の記載がある場合オークション終了迄に申し出ることとし申し出のないものは継続扱いとします。尚、ナンバー応募の記載があり車検月の記載がないもの又は登録番号のみの場合は抹消扱いとします。
- 26．非課税車輛は、「出品申込書」に非課税車輛と記入して下さい。尚、その場合には車輛消費税は計上致しません。申告がない場合は車輛消費税は計上致します。
- 27．メーター1回転が証明できる車輛は、「出品申込書」の走行欄に合算距離を記入して頂き、必ず注意事項欄にメーター1回転の旨と現メーターを記入して下さい。尚、証明できない場合はメーター改ざん車扱いになります。
- 28．リサイクル券有りの場合は、必ず「出品申込書」にリサイクル料金を記入して下さい。未記入の場合、セリ後の清算は致しません。
- 29．ディーラーによるメーターのセットアップ交換は実走行扱いとします。現メーターの走行距離を「出品申込書」に記入して下さい。
- 30．タコグラフ交換については記録がある場合は交換車「\$」・記録がない場合は改ざん車「\*」扱いとします。
- 31．3トン吊りクレーン車やタンクローリー車等を出品する場合は、上物の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。記入のない場合は「有り」とみなし、期限切れの場合は「無し」とみなします。
- 32．「出品リスト」と「出品申込書」の記載内容に相違がある場合は、「出品申込書」を優先します。

#### <出品車輛の評価基準>

出品車は、当社の検査員が検査を行います。  
 当社の検査の評価基準はNAK統一方式で行います。  
 基準は、中商連及びNAKの検査基準に沿ったもので検査を行います。  
 出品店は、車輛の記載内容や評価点については、全責任を負うこととなりますので、正確を期して下さい。  
 別表「検査基準の目安」を、参考にして下さい。

#### <スタート価格・希望価格>

出品店は、「出品申込書」に[スタート価格]・[希望価格]を必ず記入して下さい。申告のない場合は流札となる場合があります。当社の価格調整員は、セリ売りの際、出品店が「価格調整コーナー」に不在の時は、設定された[希望価格]に対して3万円の調整幅をもって売ることができます。

#### <落札の決定>

出品車輛の落札は、落札決定ランプが点灯した時に決定となります。

#### <落札車輛代金の清算手続き>

1. 落札店は、自社の取引計算書が送信されなかった場合、落札店が当社に確認を行うものとします。
2. 落札店は、車輛代金を翌週月曜日迄に金額決済を完了して下さい。  
但し、金融期間が休業の場合は翌営業日までに金額決済を完了して下さい。  
発生した振込手数料は送金側の負担とします。
3. 車輛代金は下記の決済のみを受付ます。  
現金又は小切手（小切手は現金化の確認ができた日が入金日になりますのでご注意ください。）  
  
銀行振込  
  
JUオークションカード（オークション開催日翌水曜日午後3時までには申込書を送信し、申込みの送信確認を必ず当社に行ってください。）  
  
ファイナンス会社（オークション終了前までに事前にファイナンス会社へ連絡して下さい。）
4. 車輛代金を次回のオークションの成約車輛代金と相殺はご遠慮願います。
5. キャンセルになった車輛で、既に決済が済んでいて落札店が書類を受け取っている場合は、当社にキャンセル車輛の書類が届いた時点で車輛代金を返金致します。
6. 落札店は、落札車輛に対するクレームがあってもその解決とは別に請求されたオークション請求総額を期限内に支払うものとします。
7. 落札店の代金決済に違約があった場合、落札店は代金遅延ペナルティとして遅延日数×購入台数×2,000円を支払うものとします。
8. 落札店が当社に車輛代金及びそれ以外の債務を有していた場合、一部オークションの利用を制限させて頂く場合がございますのでご注意ください。

#### <成約車輛代金の支払手続き>

1. 出品店は、自社の取引計算書が送信されなかった場合、出品店が当社に確認を行うものとします。
2. 支払いは全て振込みとし、金融機関が休業日の場合は翌営業日の支払いとさせていただきます。
3. 発生した振込手数料は送金側の負担とします。
4. 出品店に成約車輛全ての書類提出完了を要件に、オークション開催週木曜日以降に支払います。
5. 台払い申請については、オークション開催日翌水曜日より当社営業日正午までに申請書を添付の上、申請台数分の書類を提出をして頂いた場合に、車輛代金は翌日の支払いとさせていただきます。
6. オークション開催日以前の車輛代金は、書類提出の完了した翌日に支払います。
7. 出品店がオークション開催日以前の未払いがあった場合、一部支払い代金から相殺させて頂く場合があります。



8. キャンセルになった車輛で既に決済が済んでいる場合、当社にて出品店から車輛代金の返金が確認できた時点で搬出並びに書類の返送が可能になります。
9. 出品店が当社に車輛代金及びそれ以外の債務を有していた場合、一部オークションの利用を制限させて頂く場合がございますのでご注意ください。

#### <所有権の留保>

落札店が当社に車輛代金の決済を行う前に当社が出品店に車輛代金を支払った場合は、支払い時点で車輛の所有権は当社に移転し、落札店が車輛代金を支払った時点で車輛の所有権は落札店に移転することとします。

オークションの取引上で車輛代金の支払いを怠った場合、車輛の所有権は当社にあるものとし、留保している車輛について当社は取引店の承諾無しに当該車輛を引き上げることができます。

#### <出品店の書類の提出>

##### 1. 書類の完備について

全国どこの陸運支局又は検査登録事務所でも登録可能で、且つ差替え可能なものとします。

##### 2. 書類完備の要件

出品店は、書類の「印鑑証明」・「委任状」等の有効期限が当社到着日を含め1ヶ月後の応答日以上あるものを提出するものとします。

「印鑑証明」等又は官庁で発行した全ての書類の有効期限は3ヶ月間とします。

出品店は、成約された車輛の書類を速やかに当社に提出して下さい。

出品店は、書類を提出する場合、当社の「書類送付書」に必要事項を記入の上、提出するものとします。「書類送付書」の添付無き場合はその内容についてのクレームの申し立てはできません。

##### 3. 書類遅延ペナルティについて

書類遅延ペナルティはオークション開催日を含め10日経過した時点から1台につき1万円のペナルティとなり、以降1日経過毎に（日曜日は除く）に2千円が加算されます。

オークション開催日を含め21日経過しても書類の提出が無い場合、落札店の意思によりキャンセルが可能となります。

キャンセルの場合、出品店に10万円のペナルティと成約料・落札料・落札店の掛かる諸経費（販売逸失利益は含まない）を科します。

出品店の都合による書類提出不可能な場合は、出品店に10万円のペナルティ・成約料・落札料・落札店の掛かる諸経費（販売逸失利益は含まない）を科します。

##### 4. 書類不備について

(1) トラブル防止の為、倒産・ダブル移転・相続（共同相続完了後の継続書類も含む）・未成年等の書類は地域により取り扱いが異なるので受付致しません。必ず自社名義にしてから出品して下さい。

(2) 検査付車輛の場合、「自賠償保険証」も書類の一部となりますので不備又は無い場合は書類不備とします。

(3) 「印鑑証明」等書類の差替えが必要な場合も書類不備とします。

(4) 書類不備は、当社未着扱いとし且つ経過日数によって遅延ペナルティの対象となります。

5. 早期名義変更について

落札店が、書類期日が1ヶ月後の応答日未満のものを承諾した場合、出品店より落札店へ1万円を支払うものとします。

6. 抵当権設定車輛について

抵当権設定車輛又は差押え等の事実が成約後判明した場合、その費用は全て出品店責任にて負担し、抵当権・差押え解除の処理を行うものとします。

7. 車検切れ車輛について

車検が切れている車輛は、「抹消謄本」で提出するものとします。  
抹消出品でナンバーを外し忘れて搬出されてしまった場合、出品店は落札店へ返送ペナルティとして、5千円を支払うものとします。

車検付車輛の場合、落札店からのナンバー抹消依頼はトラブル防止の為、受付致しません。但し、オークション開催日の翌月末日迄に車検が切れる車輛に関してのみ、オークション終了迄抹消依頼を受付致します。

8. ナンバー応談について

出品店は「出品申込書」にナンバー応談と記載をして、落札店の申し出（オークション終了迄）により継続となった場合、継続書類（納税証明書）を添付して提出するものとします。

落札店は、抹消の申し出（オークション終了迄）をした後に、ナンバー付きのまま車輜を搬出してしまった場合、落札店は無償でナンバーを返送するものとします。

9. 書類の再交付について

落札者が、書類の有効期限を切らした場合及び書損じ等により差替えをする場合は必ず当社を介して下記規定金額（実費含む）にて差替えるものとします。但し、旧所有者（譲渡人、委任者）が記載すべき欄が未記入で、その欄を落札店が書き損じた場合については下記規定金額を免除するものとします。

	印鑑証明	委任状	譲渡証	その他証明書 (謄本・抄本・住民票等)	申請依頼書 OCRシート
出品店名義	2万円	2万円	2万円	1万円	2万円
ディーラー名義	3万円	2万円	2万円	1万円	2万円
その他名義	5万円	2万円	2万円	1万円	2万円

落札店が、書類一式（移転・抹消）を紛失した場合

	普通車	軽自動車
出品店名義	5万円（実費含む）	3万円（実費含む）
その他名義	10万円（実費含む）	3万円（実費含む）

<落札店への書類の送付>

当社から落札店への書類の送付は、届出されている住所に送付致します。  
落札店は、書類を受領する際、その内容を十分に確認して下さい。

#### <登録名義の変更>

落札店は、落札車輛の登録名義変更完了後、速やかに登録証の写しを当社まで送ってください。落札店の名義変更期限は、オークション開催日の翌月末日迄又は書類有効期限のいずれか短い方とします。

1. 落札店は、オークション開催日の翌々月5日迄に開催回数と出品番号を明記して登録証の写しを提出するものとします。5日を過ぎ登録証の写しを提出しない場合は当社で「現在登録証明」を申請し確認処理します。尚、落札店は当社に手数料として、3,150円を支払うものとします。
2. オークション開催日の翌月末日迄に名義変更が完了していない場合、遅延ペナルティは1万円とし、7日経過毎に1万円を科します。
3. 落札店は、名義変更が完了した登録証の写しをFAXで提出する場合、到着の有無を電話で確認するものとします。  
「印鑑証明」等の有効期限が切れた後、3日を過ぎても報告の無い場合は、「現在登録証明」を申請し確認します。申請手数料は落札店に科します。  
尚、ペナルティの清算は、名義変更処理終了後とします。
4. 落札店は、軽自動車の転入手続きの際他府県に転入された場合、前課税者に税請求が発生しないよう軽自動車変更（転出）申請書にて手続きもしくは廃税申告書を前所轄市町村役場に提出して、その写しを当社に送ってください。  
自己申告等でその処理が不完全な場合は、落札店責任とします。出品店より申告を受けて1週間経過しても処置されない場合は、ペナルティとして1万円を落札店より徴収し出品店に支払い、税止めは出品店でを行うものとします。

#### <落札車輛の法定違反の対応>

落札店は、名義変更前の車輛に法定違反行為があった場合は、速やかに解決を図ると同時に必ず当社に報告して下さい。落札店に過失等がある場合は、ペナルティを徴収して出品店に支払います。

ペナルティは、出品店名義の場合は1万円とし、その他の場合は3万円とします。尚、落札店は、発生日より10日以内に名義変更を完了して下さい。

理由なく遅延した場合又は名義変更が完了していない等の遅延ペナルティは1万円とし、7日経過毎に1万円を科します。

#### <自動車税の預り金処理>

落札車輛が車検付の場合、当社はオークション開催日の翌月から年度末までの分の自動車税相当額を、月割りで落札店から預かります。

又、落札車輛が軽自動車の場合、当社は翌年度分の軽自動車税相当額を落札店から預ります。当社は、落札店から落札車輛の名義変更完了の通知を受けた後、預り金の清算を行います。

1. 落札車輛の登録が移転登録された場合は、預り金の全額を出品店に支払います。
2. 落札車輛の登録が一時抹消登録又は輸出抹消登録された場合は、預り金のうち抹消登録月の翌月から年度末までを落札店に返金し、残金を出品店に支払います。
3. 3月開催で同年度内移転登録の場合は、預り金の全額を落札店へ返金します。
4. 移転登録後、同年度内に一時抹消登録又は輸出抹消登録した場合は、落札店からの申し出（抹消登録月の翌月5日迄にコピー提出）により還付金相当額を出品店より徴収し、落札店へ返金します。
5. 軽自動車については年度内名義変更された場合、預り金の全額を落札店に支払います。
6. 8ナンバー（キャンピング、放送宣伝車など）トラック、グリーン課税対象車などは一旦当社の規定で預り、名義変更完了後それぞれの相当額で清算します。

<「継続検査用の納税証明書」について>

オークション開催日の翌年度の5月30日までに車検が切れる場合は、原則として「継続検査用の納税証明書」を書類と一緒に提出して下さい。(後日提出も可とします)尚、書類提出時に「継続検査用の納税証明書」の添付がなく、落札店より請求があった場合の依頼は車検満了日の1ヶ月前から請求するものとします。出品店は請求日より7日以内に提出して下さい。提出が遅れた場合のペナルティは1万円とし7日経過毎に1万円を科します。

<「還付請求権の譲渡通知書」の取扱いについて>

当社では「還付請求権の譲渡通知書」の取扱いは致しません。出品店にて保管、管理して下さい。

<リサイクル料金の過剰請求について>

リサイクル料金の過剰請求と判明した場合の再清算受付期間は書類発送後10日間とします。

<流札車輛及び落札車輛の引き取り>

出品店・落札店は、オークション終了後、流札した車輛及び落札した車輛を速やかに引き取って下さい。

車輛引き取り時間

火曜日 正午以降セリ終了車輛に限り午前0時まで  
 水曜日 午前0時より午後9時まで  
 木曜日 午前9時より午後9時まで  
 金曜日 午前9時より正午まで

車輛引き取りの最終日は、金曜日正午迄です。以後は、再出品の扱いとなりますので十分に気をつけて下さい。又、落札車輛でも金曜日正午までに引き取りが無い場合は、落札店の再出品となりますので十分に気をつけて下さい。

尚、現金会員・グリーン会員は入金後の搬出となりますのでご注意ください。

<キャンセル車輛の引き取り>

クレームでキャンセルとなった場合の車輛の引き取りは入金後の搬出になります。

<手数料>

出品料		落札料	
基本料金	7,350円	基本料金	7,875円
特選車コーナー	9,450円	JUリアル落札	9,975円
初出品コーナー	9,450円	商談落札	14,175円
ゴールデンコーナー	9,450円	インターネット入札落札	15,750円
外車コーナー	9,450円	一発落札	14,175円
リペアコーナー	8,400円		
大型ナンバー	10,500円		
成約料		外部端末落札	
基本料金	7,875円	JUリアルプラス落札	9,975円
特選車コーナー	8,925円	JUリアルネット(Aタイプ)落札	15,750円
初出品コーナー	8,925円	JUリアルネット(Bタイプ)落札	11,550円
ゴールデンコーナー	8,925円	JU入札ネット落札	15,750円
外車コーナー	8,925円	オークネット地上系(P)落札	13,125円
		オークネット地上系(R)落札	15,750円
		入札エントリー料	
		JU埼玉インターネット	525円

## <クレームの裁定>

この裁定は、オークション取引に伴うクレーム等の解決にあたり、出品店・落札店双方に理解と協力を頂くことを目的とします。

出品店は、出品に際し出品車輛をあらかじめよく点検し、瑕疵箇所・欠品等については自己申告が前提となっております。従って、受付期間内に発生したクレームについてはクレーム裁定基準に基づき出品店の責任となります。

### クレームの申立方法・申立期間

クレームは、当社に電話・FAXにて行って下さい。

クレーム受付期間は、オークション開催日含む5日間とし、電話の受付時間は、9時～17時30分です。その後、FAX受付になります。但し、クレーム締切日のFAX受付は24時迄とします。尚、FAX用紙に日付・時間の記載のないものは無効とし、ノークレームとします。当社は、申立理由を補充する書面の提出や、落札車輛の提示、その他証拠の提出を求めることができます。尚、当事者間の折衝はいかなる場合も禁止とします。

### クレームに対する裁定

1. 裁定の種類や適用の基準は、別表の通りです。
2. 当社の検査は、あくまでも参考のものです。従って、出品店申告が無かった場合はクレームになります。
3. クレームが発生した場合、当社は中立的立場で出品店・落札店双方と話合います。双方共、クレーム解決に向けて積極的に努力して下さい。
4. 当社が下した裁定に従わない場合は、オークション参加の制限・入場停止等の処置を取る場合もあります。
5. 当社にて落札後、他のオークション等に転売した場合及び名義変更を完了してしまった場合には、一切ノークレームとします。但し、走行距離・冠水・接合・盗難・当社が認めた場合はこの限りではありません。
6. クレーム事項（部品代）が、初年度登録より10年未満又は10万キロ未満の場合は2万円以下、初年度登録より10年以上又は10万キロ以上の場合は5万円以下はノークレームとします。欠品もそれぞれ2万円以下・5万円以下はノークレームとします。工賃は原則としてクレーム対象としません。
7. クレームの申し立て及び受付は、クレーム受付期間内に一度の受付とし、同一車輛に対して2度・3度のクレームは受付しません。但し、AA当日・搬出前のクレーム及び走行距離・グレード・年式・その他、当社が認めた場合はこの限りではありません。
8. 出品車輛の乗車定員は、「出品申込書」に記入する必要があり、特にバン・ワゴン系に於いての乗車定員未記入の場合は、当社の判断によりクレームになる場合があります。
9. 荷台の形状が未記入の場合は「低床」扱いとさせていただきます。
10. NOx・PM法が未記入の場合は、不適合扱いになります。
11. 輸入車は、ディーラー車・並行車・モデル年式・登録年式を「出品申込書」に記入して下さい。未記入の場合は不明扱いになります。
12. 社外品は、「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄に記入して下さい。未記入の場合はクレームになる場合があります。又、社外品が多数ある場合は「社外品多数」と記入して下さい。

- 13．クレーム事由がメーカー保証にて対応できる場合はノークレームとします。  
その際に掛かる費用は落札店で負担し保証継承を行いメーカークレームにて修理することとします。  
但し、メーカー保証が対応できない場合はクレームとします。
- 14．クレーム申し立ての為に掛かる費用（ディーラー見積り費用）については、落札店負担とします。
- 15．部品支給にて対応する場合は、出品店より直接落札店へ送付できるものとします。  
送料は出品店負担とします。出品店が当社に部品を持ってきた場合は、落札店への送付費用実費を請求させていただきます。
- 16．ナビ・TV・オーディオ・エアコン等のリモコン・ナビCD等の付属部品は、書類と一緒に当社へ提出するものとし、落札店に書類が到着した時迄（書類到着当日か翌日迄）クレームを受付ます。出品車に入れたままで盗難にあっても当社に責任はなく出品店の責任としてクレームを受付ます。  
操作するのに必要な部品の為、装備品に 印、又はセールスポイントに記載した場合は、部品代が2万円以下でも現品支給または値引きとします。
- 17．セールスポイントに記載のある装備品は、正常作動することを前提とし不良の場合はその旨を記載する必要があります。セールスポイントに記載のある装備が不良・欠品の場合は、年式・走行距離・評価点・落札価格問わずクレームとします。
- 18．クレームでキャンセルとなった場合、成約料・落札料・落札店の掛かる諸経費（販売逸失利益は含まない）は出品店負担になります。
- 19．エアバック装着車輛（標準・オプション問わず）で、使用済・不良・欠品等の場合「エアバック不良」・「エアバック欠品」・「エアバックランプ点灯」という記載が必要であり、記載のない場合はクレームとします。  
「出品申込書」に社外ハンドルと記載がある場合は、純正ハンドル（エアバック含む）は無しとさせていただきます。尚、その場合は落札店で純正ハンドルを用意して頂き純正に交換後ユニットなどに不具合があり、且つ、部品代が2万円以上のものはクレームとします。
- 20．「R点」評価車輛で、「出品申込書」に記載のある修復内容以外に事故部位があった場合でも一切ノークレームとします。
- 21．出品店は、瑕疵箇所・欠品等については自己申告が前提となっております。紛らわしい表現及び見にくい表示の場合は当社の判断によりクレームとします。
- 22．エンジン・ミッション不良・異音がある場合、「出品申込書」にその旨の記載が必要です。記載がない場合又は紛らわしい表現及び見にくい表示の場合は、クレームとします。尚、エンジン・ミッション不良・異音の記載がある場合、エンジン・ミッションについての不具合は一切ノークレームとします。
- 23．落札店がクレームの申し立てをする場合は必ず当社に連絡するものとし、当社の許可なく出品店もしくは前名義人等に直接連絡することを禁止します。
- 24．評価点付車輛が再検査の結果「R点及び評価点違い」となり、キャンセルとなった場合の落札店の掛かる陸送費は、出品店と当社にて折半とします。
- 25．落札店が当社に対してクレームの申し立てをした日から、翌週同曜日迄に再度連絡がない場合はノークレームとします。
- 26．出品車輛の内外装評価（A・B・C・D・E）並びに事故評価についてはあくまでも参考であり、万一違いが生じたとしても一切ノークレームとします。

- 27．落札店がネットで落札した場合は、ネットのクレーム対応とします。
- 28．年式が違う場合  
クレームの受付期間は、書類発送後10日間とします。  
キャンセルの場合 ペナルティ2万円+実費とする  
(但し、低価格車の場合は1万円+実費とする)
- 29．グレードが違う場合  
クレームの受付期間は、書類発送後10日間とします。  
キャンセルの場合 ペナルティ2万円+実費とする  
(但し、低価格車の場合は1万円+実費とする)  
現車がリスト表示グレードより上の場合、又は同金額の場合はノーペナキャンセルのみとする。
- 30．車検月・初年度登録月が違う場合  
クレームの受付期間は、書類発送後10日間とします。  
値引きの場合 車検月・初年度登録月相違6ヶ月以内  
1ヶ月(普通車5千円・軽自動車3千円)×残月数とする  
(但し、上限は6ヶ月間とする)  
車検月・初年度登録月相違6ヶ月以上  
1ヶ月(普通車5千円・軽自動車3千円)×残月数とする  
(但し、上限は6ヶ月間とする)  
キャンセルの場合 車検月・初年度登録月相違6ヶ月以内  
ノーペナルティ+実費とする  
車検月・初年度登録月相違6ヶ月以上  
ペナルティ2万円+実費とする  
(但し、低価格車の場合は1万円+実費とする)
- 31．車検付出品車が抹消の場合  
クレームの受付期間は、書類発送後10日間とします。  
値引きの場合 個別対応とする  
キャンセルの場合 ペナルティ2万円+実費とする
- 32．輸出目的の為に落札した車輛で、書類到着又はクレーム申請前に日本を出国した場合は一切ノークレームとします。又、入国先のバイヤー等からクレームによるペナルティ等が発生しても当社は一切認めないこととします。但し、メーター改ざんは例外としてクレームとします。
- 33．ネットオークションとは、「インターネットシステム」で落札した車輛です。  
クレームの受付期間は、オークション開催日を含む5日間とし、車輛未着の場合は通常クレーム期間内に申し出があった場合のみ、当社の判断によりクレームの受付延長を認めます。
- 34．低価格車とは、落札金額が30万円以下(軽自動車は20万円以下)とします。
- 35．北海道・沖縄のクレーム受付期間は、オークション開催日を含む7日間とします。
- 36．災害・天災等のやむを得ぬ事情(個人都合は除く)で、車輛未着の場合は通常クレーム期間内(オークション開催日を含む5日間)に申し出があった場合のみ、当社の判断によりクレームの受付延長を認めます。
- 37．落札店都合によるキャンセル(オークション開催日のみ)  
但し、当該車輛のセリ終了後30分以内に申し出のあった場合に限る。  
ペナルティ5万円+成約料+落札料

- 38．出品店都合によるキャンセル（書類提出不可能な場合を含む）  
オークション開催日当日 10万円＋成約料＋落札料  
オークション開催日以降 10万円＋成約料＋落札料＋落札店の掛かる諸経費  
（販売逸失利益は含まない）
- 39．非課税車輜と判明した場合の消費税返還受付期間は書類発送後10日間とします。尚、課税車輜か非課税車輜かの判断につきましては、各メーカーのお客さま相談室にお問い合わせ、非課税車輜と回答があった場合のみ、消費税を返還致します。
- 40．「出品リスト」と「出品申込書」の記載内容に相違がある場合は、「出品申込書」を優先します。
- 41．現状車は機関・機構・欠品等でも一切ノークレームとします。自走可能な車輜が後に何かの原因により自走不可となった場合でも、けん引が可能であればノークレームとします。
- 42．現状車で冠水の申告が無い場合はクレームとなりクレーム受付期間は、AA当日含む5日間とします。尚、クレームの対応はキャンセルのみの対応とさせて頂き、その場合に掛かる諸経費（陸送費、加修費、その他実費）は請求できません。車輜代のみ処理とさせて頂きます。
- 43．「出品申込書」の装備品の欄は、純正装着のみの記入とし、社外品又は規格外品と重複記入した場合はクレームになります。尚、純正品が提出できない場合は値引き2万円以上の処理となります。
- 44．「出品申込書」のセールスポイントの欄は出品車輜のセールスとなるのもの（純正・社外品を問わず）を記入する欄とし、記入した装備品や内容が不良・欠品・記載違い等の場合はクレームになります。
- 45．「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄は出品車輜の不良箇所・不良内容などを具体的に記入する欄、又は装備品の欠品・社外品装着がある場合の記入欄とさせて頂き、記入のない場合又は紛らわしい表現及び見にくい表示はクレームになります。尚、不良・欠品等の記入がない場合はセールスポイント扱いとし、不良・欠品等の場合はクレームになります。
- 46．車台番号の不鮮明なものや職権打刻車は、外車・国産車共に「出品申込書」の注意事項欄に記入して下さい。未記入の場合はクレームになります。
- 47．「出品申込書」に虚偽の記入や記入に誤りがあった場合にはクレームになります。尚、内容によりペナルティを科します。
- 48．「出品申込書」に車体色と色コードは必ず記入して下さい。基本的に車体色と色コードが違う場合は、色コード優先とします。
- 49．レスオプション車輜で「出品申込書」に記入がない場合はクレームになります。
- 50．3トン吊りクレーン車やタンクローリー車等を出品する場合は、上物の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。記入のない場合は「有り」とみなし、期限切れの場合は「無し」とみなします。
- 51．車検証の型式に「改」が入っている場合は、「出品申込書」の型式欄に「改」を記入し構造変更された車輜は注意事項欄に構造変更の内容を記入して下さい。
- 52．キャンピング車・放送宣伝車などの8ナンバー登録車は、それぞれキット付が標準です。「出品申込書」の注意事項欄にキットの有無を記入して下さい。



### <保証書・記録簿について>

1. 「保証書」・「記録簿」の未着の受付については、当社より書類発送後10日間とします。未着を受付してから発送及び再交付の期限は2週間とし、その時点でも対応できない場合はクレームとします。
2. 「保証書」・「記録簿」は、書類と共に当社に提出するものとします。
3. 出品車の中に入れたままで無くなった場合、出品店責任となりクレームとします。
4. 「保証書」とは、新車登録時の販売店名の記載があるもの及び原則として保証継承ができるものとします。但し、保証期間が過ぎたものについては、出品車輛の保証書であると確認できれば、販売店名及び販売店欄がなくとも保証書とみなします。
5. 「記録簿」とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検）を行っているものとし、無い場合は記載違いにて2万円の値引き処理とします。但し、新車時有効車検（1回目の車検満了）以内の車輛に限り、法定点検を一度でも受けた場合は「記録簿」とみなします。
6. 法定点検の記録がユーザー車検のみの場合は、「記録簿」とみなしません。
7. 「整備手帳」と記載がある場合でも「保証書」・「記録簿」は無しとみなします。
8. 「保証書」はメーカー規定保証期間内とし、メーカー規定保証期間車輛についてはキャンセル又は値引きとします。

#### 新車登録（保証書登録）

当年～1年落ち	5万円
1年～2年落ち	4万円
2年～3年落ち	3万円
3年～5年落ち	2万円

9. 保証期間経過車輛については、有無の記載違いとして値引き1万円とします。
10. 新車登録5年以内の車輛でキャンセルの場合は、ペナルティ1万円とします。
11. 特選車コーナーの保証期間経過車輛で「保証書」無しの場合は2万円の値引き処理がキャンセルとします。尚、キャンセルの場合はペナルティ1万円とします。

### <メーターのクレーム対応について>

1. メーター改ざんのクレーム受付期間はオークション開催日より6ヶ月間とします。但し、車検証・保証書・記録簿（認証・指定工場のもの）等の書面にて改ざんが確認できるものは書類発送後1ヶ月間とします。  
キャンセルの場合  
ペナルティ（出品店関与の場合10万円・不関与の場合5万円）  
+ 諸経費（販売逸失利益は含まない）  
諸経費については、当社にて調整することがあります。
2. メーター交換のクレーム受付期間はオークション開催日より6ヶ月間とします。但し、保証書・記録簿（認証・指定工場のもの）等の書面にて交換が確認できるものは書類発送後1ヶ月間とします。  
キャンセルの場合  
ペナルティ5万円 + 諸経費（販売逸失利益は含まない）  
諸経費については、当社にて調整することがあります。

- 3．積算計1回転車輛のクレームの受付期間はオークション開催日より6ヶ月間とします。但し、車検証・保証書・記録簿（認証・指定工場のもの）等の書面にて確認できるものは書類発送後1ヶ月間とします。
- キャンセルの場合  
    ペナルティ5万円+諸経費（販売逸失利益は含まない）  
    諸経費については、当社にて調整することがあります。
- 4．「出品申込書」に走行不明「#」及びメーター交換「\$」の記載がある場合でも、メーター改ざんが立証された場合はクレームとします。  
走行不明「#」・メーター交換「\$」表示車輛でメーター改ざんが立証された場合のクレーム受付期間は、オークション開催日より6ヶ月間とします。  
但し、車検証・保証書・記録簿（認証・指定工場のもの）等の書面にてメーター改ざんが立証された場合は書類発送後1ヶ月間とします。  
走行不明「#」でキャンセルの場合はノーペナルティとし、諸経費（販売逸失利益は含まない）（陸送費・その他実費）は請求できません。  
メーター交換「\$」でキャンセルの場合はノーペナルティとし、諸経費（販売逸失利益は含まない）（陸送費・その他実費）は請求できます。
- 5．タコグラフ交換のクレーム受付期間はオークション開催日より6ヶ月間とします。但し、保証書・記録簿（認証・指定工場のもの）等の書面にてタコグラフ交換が確認できるものは書類発送後1ヶ月間とします。
- キャンセルの場合  
    ペナルティ5万円+諸経費（販売逸失利益は含まない）  
    諸経費については、当社にて調整することがあります。
- 6．車検証走行距離誤記入のクレーム受付期間は、書類発送後1ヶ月間とします。
- 記録簿で誤記入と確認できる場合  
    キャンセルの場合　ノーペナルティ+諸経費（販売逸失利益は含まない）  
    記録簿で誤記入と確認できない場合  
    キャンセルの場合　ペナルティ5万円+諸経費（販売逸失利益は含まない）

#### <メーターセットアップ交換について>

ディーラーによるメーターのセットアップ交換は実走行扱いとします。「出品申込書」に現メーターの走行距離を記入して下さい。

#### <5点における評価点相違のクレーム対応について>

評価点が5点以下に落ちる場合よりクレームとします。

#### <ワンオーナーについて>

ワンオーナーとは、あくまで新車登録使用者名義の場合を意味しますが、書類の関係上、新車登録使用者名義からディーラー並びに専門店に名義変更後のものまで対象とします。

書類の確認により、ワンオーナーでなかった場合のクレーム受付期間は書類発送後10日間とします。

    値引きの場合                2万円以上  
    キャンセルの場合            ペナルティ2万円+実費とする

### <特殊車輛のクレーム対応について>

1. 特殊・特装車輛等の上物は正常に作動することを基本とし、正常に作動しない場合はノークレームに該当する車輛でもクレームになる場合があります。
2. 3トン吊りクレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、上物の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。  
記入のない場合は「有り」とみなし、期限切れの場合は「無し」とみなします。

#### ノークレームの定義

初年度登録より10年又は10万km経過車輛

R点・低価格車輛

商談成約の車輛

下記内容に当てはまるものは、ノークレーム車輛であってもクレームとします。  
(その他、当社が相当と判断したもの)

特殊・特装用途箇所(重要装備品)の不良等

通常クレーム車輛 部品代2万円以上

ノークレーム車輛 部品代5万円以上

但し、正常に作動しない原因が消耗品(ワイヤー等)の場合はノークレーム

上物(特殊・特装部品)の年式が古い場合

車輛年式より2年以上古い場合はクレームとします。

### <ペナルティ>

#### 手続き

1. 当社は、オークション参加者に当社規約・細則や中販連・関連協の規約・細則等に違反する行為があったとの疑いを持った時は、ペナルティを科するかどうか審議します。
2. 当社は、審議に際して該当するオークション参加者に口頭、又は書面による釈明の機会を与えます。  
但し、釈明の機会を放棄した時はこの限りではありません。

#### ペナルティの裁定

1. 当社は、オークション参加者に、当社規約・細則や中販連・関連協規約・細則等に違反する行為があったと認められた時は、当社規約第25条に定めるペナルティを科します。
2. 裁定の内容は、おおむね当社のペナルティ裁定基準の通りです。

#### ペナルティの公表

1. 当社は、ペナルティを科した時、名前・事由等を適当な方法で公表しこれを中販連及びNAKに通知します。
2. 中販連及びNAKは、通知を受けた名前・事由を適当な方法で全国に公表します。

**<紛争の処理>**  
仲裁

クレーム裁定基準によるキャンセル又は値引き処理について、出品店と落札店との間で調整が見つからない場合には、出品店及び落札店は、当社の仲裁に対し、その仲裁判断に服することを約するものとする。

合意管轄

会員と当社の間において、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合には、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意する。

**<規約等の改定告知・承認>**

- 1．当社オークションマニュアルの諸規定、規約、運営細則等の改定告知に関しては当社の場内に掲示すると共に、当社のホームページに掲載し開示を行うものとする。
- 2．会員は、上記場内掲示及び当社のホームページに開示した掲載内容を常時確認しなければならない。
- 3．会員は、改定後の最初のオークションをもって第1項の規定の改定を承認したものとする。

**<改正・施行>**  
改正

この細則（付属の別表を含む）の改正は、当社の規約検討委員会の答申に基づき、当社の取締役会が行います。

施行

この細則は、平成23年4月1日より施行します。

## 検 査 表 示 方 式

ボディ バンパー	線キズ	A 1	カードサイズ程度のキズ
		A 2	2 0 c m程度のキズ
		A 3	3 0 c m程度のキズ
		A 4	上記 ( A 3 ) を越えるキズ
	エクボ	E	5 0 0 円玉未満の小さな凹み
	凹み	U 1	カードサイズ程度の凹み
		U 2	2 0 c m × 2 0 c m程度の凹み
		U 3	3 0 c m × 3 0 c m程度の凹み
		U 4	上記 ( U 3 ) を越える凹み
	補修跡	W 1	仕上がりが良好なもの
		W 2	加修波が若干目立つもの
		W 3	加修波が大きく目立つもの、又は再仕上げを要するもの
	サビ (外板)	S 1	小さなサビ
		S 2	目立つサビ
		S 3	大きなサビ
	腐食 (外板)	C 1	小さな腐食・ウキ
		C 2	目立つ腐食
		C 3	大きな腐食
		C 穴	腐食穴があるもの
	塗装	P	塗装に関する用語
要交換	×	交換を要する損傷	
交換済	××	交換済みのもの	
ガラス	キズ	目立つキズ	
	飛石	ボールペン先ぐらいのもの	
	ヒビ割れ	5 0 0 円玉程度のもの	
	リペア跡		
	×要	交換を要する損傷	

# 〈J U埼玉検査基準の目安〉

2009.1.1

点数	評価判断基準(評価点表)
5	未登録車又は登録12ヶ月以内で走行距離10,000Kmまでの基準を満たしている車両。
6	基準もの。登録36ヶ月以内で走行距離30,000Kmまでの基準を満たしている車両。走行傷凹等があっても加修対象とならないもの。
5	走行距離50,000Kmまで。内外装に傷凹等が多少あるが、軽微な加修で済むもの。補修跡があっても状態がよく範囲の小さいもの。
4.5	走行距離100,000Kmまで。内外装に補修跡があっても範囲が大きくなり、傷凹があっても、多少の加修で済むもの。
4	走行距離150,000Kmまで。内外装に補修跡があっても状態が良好なもの。傷凹・錆等の加修が必要なもの。
3.5	内外装の補修跡が多少雑な状態もの。傷凹・錆等加修の必要な箇所が若干あるもの。
3	内外装の補修跡が雑なもの。傷凹・錆等の加修仕上げを要するもの。
2	内外装の補修跡が多く雑なもの、又は再仕上げを要するもの。加修仕上げを要する部分が全体にあるもの。
1	冠水車及び消火器散布車
R	修復歴車
ブランク	評価無し・未修復車

# 〈JU埼玉検査基準の目安〉

2009.1.1

評価判断基準以外の点数制限	
* 5点を上限とするもの ・職権打刻車(国産車のみ適用)	
* 4点を上限とするもの ・色替え車(元色と異なる全塗装の場合)	
* 3.5点を上限とするもの ・走行不明車(＃)及び改ざん車(*) ・修復歴車の定義に関わらない溶接止め部品を交換したもの (クォーターパネル、ステップ、バックパネル等) ・修復歴車としなかった骨格損傷車 ・ラジエターコアサポート単体交換車	
* 修復歴 表示の区分 表示区分については、ブロック・商組で対応し運用する。	
* 外装補助評価点  A 新車状態同様のもの  B 傷凹等が多少あっても加修の必要がないもの  C 傷凹等が多少あるが軽微な加修で済むもの  D 傷凹錆等があり仕上げを要するもの  E 傷凹錆等が多数あるもの	* 内装補助評価点  A 新車状態同様のもの  B 若干の汚れ程度(ルームクリーニングで回復する程度)のもの  C コゲ等で跡が残っているものが1～2程度あるもの  D 部品を交換して元に戻る程度の状態のもの、あるいは破れ、汚れの程度が悪いもの  E 再生不能状態のもの

JU埼玉オートオークション株式会社 クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティ裁定基準 No.1

平成23年4月1日 改定実施

	ク レ ー ム 事 項	クレーム受付期間(現車・ネット)			ク レ ー ム 裁 定 内 容
		評価点付	R点/低価格	商談	
内 装	(1)内装焦げ・切れ・しみ	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	但し、当社が相当と判断した場合に限る。
	(2)異臭・雨漏れ	当日含む5日間	搬出前まで	ノークレーム	但し、当社が相当と判断した場合に限る。 必要により、現車確認とする。
	(3)ダッシュ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	但し、当社が相当と判断した場合に限る。
	(4)標準装備品の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	部品代2万円以上のものであるとする。
	(5)ジャッキ・工具・スペア・8ナンバーキットの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	現品支給もしくはは値引きとする。スペア(普通車 5千円・軽 3千円) ジャッキ(バンタグラフ 3千円・油圧 5千円) 8ナンバーキットは5万円以内とする。
外 装	(1)硝子	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	搬出前までとし搬出後は、ノークレームとする。 飛石・傷は、ノークレームとする。 *硝子の各状況の定義は別紙にて
	(2)車体色違い	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	搬出前までとし搬出後は、ノークレームとする。
	(3)色替え	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	必要により、再検査とする。 同色色替え及び腰下色替えはノークレーム
	(4)鉄粉・P付着	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	必要により、再検査とする。
	(6)塩害	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	必要により、再検査とする。塩害とは、サビ・腐食が著しく ひどく現車確認の結果、当社が相当と判断したものの。
	(7)外装のキズヘコミ・レンズのヒビ・ドアミラー損傷	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	但し、当社が相当と判断した場合に限る。 レンズの水滴・曇りは、ノークレームとする。
	(8)タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	現品支給もしくは、タイヤ・ホイールともそれぞれ普通車1本5千円・ 軽自動車1本3千円とする。R点・低価格(ネット・現車とも)・ 商談のスタッドレスは、ノークレームとする。
	(9)標準装備品の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	部品代2万円以上のものであるとする。
	電 装	(1)P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム
(2)マルチV・テレビ・ナビ不良		当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	新車登録7年以内に限り、クレームとする。 但し、落札金額が50万円以上の車輦は10年以内とする。
(3)イモビ不良		当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	メインキーがなければクレームとする。(キャンセル可) 複数のメインキーがある場合は1つでもあれば可とする。
(4)オーディオ不良		当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	ネット(評価点付)・現車(評価点付)の場合で、新車登録7年以内に 限り、値引き1万円とする。オートアンテナは、ノークレームとする。
(5)サンルーフ不良		当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	新車登録7年以内に限り、クレームとする。
(6)エアコン不良		当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	新車登録7年以内に限り、クレームとする。
(7)セルモーター不良・ダイナモ不良		搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	新車登録7年以内に限り、クレームとする。
(8)メーター類不良		当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものであるとする。 但し、積算計不動はクレームとする。
(9)その他電装品		当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	新車登録7年以内に限り、クレームとする。
機 関	(1)タペット・バルブ・バルブシール不良	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	必要により、現車確認とする。
	(2)メタル・ピストン異音・焼き付き・圧縮不足	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	必要により、現車確認とする。
	(3)オーバーヒートによるヘッド不良	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	必要により、現車確認とする。
	(4)噴射ポンプの不良または燃料もれ	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	必要により、現車確認とする。 多少の漏れは、ノークレームとする。
	(5)ターボ・スーパーチャージャー不良及び改造	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	新車登録7年以内に限り、クレームとする。但し、低価格は除く。 必要により、現車確認とする。軽微な音は、ノークレームとする。
	(6)ラジエーター不良・ウォーターポンプ不良	当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	新車登録7年以内に限り、クレームとする。 必要により、現車確認とする。
	(7)エンジン不良による白煙	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	必要により、現車確認とする。(R点・低価格・商談)の場合は、 修理代10万円以上に限る。オイル漏れは、ノークレームとする。
	(8)エンジン乗せ替え(規格外)	当社より書類発送後10日間			キャンセルの場合は、ペナルティ2万円とする。



ＪＵ埼玉オートオークション株式会社 クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティ裁定基準 No.2

平成23年4月1日 改定実施

事	(1)修復歴車・ルーフ××	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	R点の場合のルーフ××は、ノークレームとする。
	(2)再検査による評価点「1,5点」以上の差	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	全ての溶接パネル××は、評価点「3点」以上のもの限りクレームとする。但し、低価格車は除く。
	(3)粗悪車	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷個所の修復現状に問題があり、諮問委員会による現車確認の結果、相当と判断したものを。
機	(1)マフラー不良(腐食等)	当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	新車登録から3年以内に限り、クレームとする。
	(2)クラッチ滑り	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前までとし搬出後は、ノークレームとする。搬出可能な場合は、全てノークレームとする。
	(3)MTミッション不良(ギア鳴き等)	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	オイル漏れは、ノークレームとする。必要により、現車確認とする。
	(4)ATミッション不良(滑り・ショック・タイムラグ・異音等)	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	オイル漏れは、ノークレームとする。必要により、現車確認とする。
	(5)デフ不良	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	オイル漏れは、ノークレームとする。必要により、現車確認とする。
	(6)ドライブシャフト不良	当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	新車登録7年以内に限り、クレームとする。1本につき右記値引きとする。(軽1万円・それ以外2万円)
	(7)ABS・ブレーキ不良	当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	新車登録7年以内に限り、クレームとする。パット・ローターは、ノークレームとする。
	(8)エアバック不良	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	部品代2万円以上のものとする。装備品に 印の有無に係わらず、装着車で不良の場合は、クレームとする。
	(9)ショック・サス不良(エアサス・アクティブのみ)	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	新車登録7年以内に限り、クレームとする。へたりは、ノークレームとする。
	(10)P/Sギアボックス・ポンプ不良	当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	新車登録7年以内に限り、クレームとする。
構	(11)キー違い・メインキー・リモコンキー等の欠品	ノークレーム			但し、イモビ付メインキー欠品の場合に限りクレームとする。
	(12)ミッション乗せ替え(規格外)FA～F5、AT～MT	当社より書類発送後10日間			キャンセルの場合は、ペナルティ2万円とする。
表	(1)燃料(ガソリン・ディーゼル等)	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	但し、ネットの商談はクレームとする。
	(2)シフト(フロア・コラム・オートマ・ギア、5速・4速)	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	但し、ネットの商談はクレームとする。
	(3)エアコン・装備品の有無	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	但し、ネットの商談はクレームとする。
	(4)セールスポイントの不良・有無	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	セールスポイントに記載のある装備が不良・欠品の場合は、年式・走行距離・評価点・落札価格問わずクレームとします。
	(5)形状・ドア数・2WD・4WD	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	但し、ネットの商談はクレームとする。
	(6)車名・型式・排気量・並行車・職権打刻(国産のみ)	当社より書類発送後10日間			
示	(7)年式(モデル年式含む)	当社より書類発送後10日間			キャンセルの場合は、ペナルティ2万円とする。(低価格車は1万円とする)
	(8)登録遅れ	当社より書類発送後10日間			ノーベナキャンセルのみとする。マイナー・モデルチェンジから、6ヶ月以上を経過したものとす。但し、国産車は3ヶ月とする。
	(9)グレード(パッケージオプション含む)	当社より書類発送後10日間			キャンセルの場合は、ペナルティ2万円とする。(低価格車は1万円とする)現車がリスト表示グレードより上、又は新車価格が同金額の場合はノーベナキャンセルのみとする。
	(10)検査期限	当社より書類発送後10日間			
	(11)乗車定員・積載量	当社より書類発送後10日間			
違	(12)車歴(レンタ・営業・身障者仕様・その他改造)	当社より書類発送後10日間			
	(13)型式改の表示なし	当社より書類発送後10日間			
	(14)型式指定・類別番号なし	ノークレーム			
	(15)保証書・記録簿の有無	当社より書類発送後10日間			別紙対応とする。

JU埼玉オートオークション株式会社 クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティ裁定基準 No.3

平成23年4月1日 改定実施

その他	(1)ワンオーナー	当社より書類発送後10日間		値引きの場合は、2万円以上。 キャンセルの場合は、ペナルティ2万円とする。	
	(2)メーターの不一致	オークションより6ヶ月間		出品店が関与している場合は、この限りではない。 車検証・保証書・記録簿等の書面にて確認ができるものについては書類発送後1ヶ月間とする。	
	(3)メーター(積算計)の故障	A A 当 日 含 む 5 日 間			
	(4)冠水車(申告ありの場合)	ノークレーム		車検証との相違の場合に限り、クレームを受け付ける。 車輛に関する内容は、一切ノークレームとする。	
	冠水車(申告なしの場合)	オークションより6ヶ月間			
	(5)接合車	オークションより6ヶ月間			
	(6)盗難車	申し立て期間の制限なし			
	(7)消化器の散布跡車	オークションより3ヶ月間		現車確認の上、クレームとする。	
	(8)ナビCD・リモコン・CDマガジン・キース等の付属部品	書類到着時まで		操作するのに必要な部品の為、装備品に印またはセールスポイントに記載をした場合は、部品代が2万円以下でも現品支給または値引きとする。	
	(9)社外品 外装関係	当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	現品支給・値引き・キャンセルいずれかの対応とする。
	(10)コーションプレート欠品	A A 当 日 含 む 5 日 間		値引き・キャンセルいずれかの対応とする。	
(11)前項各本文に該当する場合でも、当社が相当と認めた場合			クレーム申請を容認し、敵宣の裁定を下すことができる。		

\*「ネット」とは、「ネット」による応札車輛を意味し、クレーム受付期間はオークション日を含む5日間とし、車輛が未着の場合は申し出があり、当社が認めた場合のみクレーム受付期間の延長を認めます。

\*「低価格車」とは、落札金額が30万円以下(軽は20万円以下)とします。

\*北海道・沖縄については、クレーム受付期間をAA当日含む7日間とします。

\*硝子の各状況の定義  
 キズ・・・目立つキズ  
 飛石・・・ボールペン先ぐらいのもの  
 ヒビ割・・・500円玉程度のもの  
 リペア跡  
 ×要・・・交換を要する損傷

\*クレームの対象となる部品代について  
 初年度登録より10年未満又は10万キロ未満の場合は2万円以上  
 初年度登録より10年以上又は10万キロ以上の場合は5万円以上

\*初年度登録より10年又は10万km経過車輛はノークレームとします。  
 (エンジン・ミッションの重大箇所、並びに重要備品の欠品・記載ミス・事故項目等の重大項目に関する場合のみクレームとします。)

\*基準にないものは各会場のルールにより対応します。

JU埼玉オートオークション株式会社ペナルティ裁定基準

ペナルティ事由	ペナルティ裁定																								
(1) 落札店都合によるキャンセル 但し、当該車輛のセリ終了後30分以内に申出のあった場合に限る	ペナルティ50,000円+成約料+落札料																								
(2) 出品店都合によるキャンセル 書類提出不可能な場合を含む	AA当日 100,000円+成約料+落札料 AA当日以降 (落札店が承諾の場合) 100,000円+成約料+落札料+落札店の掛かる費用 落札店の掛かる費用に販売逸失利益は含まない																								
(3) 出品店が、オークション開催日を含め10日を経過しても当社に対して書類を提出しない場合	10,000円の制裁金を科する。 以降、1日を経過する毎に2,000円ずつ加算する。																								
(4) 出品店が、オークション開催日を含め21日を経過しても当社に対して書類を提出しない場合	それまでの延滞について落札店の解約を認め、 100,000円の制裁金+成約料+落札料+落札店の掛かる費用を支払わせる。 落札店の掛かる費用に販売逸失利益は含まない																								
(5) 落札店がオークション開催日の翌月末日迄に名義変更をしない場合 (翌々月の5日迄に登録証の写しを当社に提出する)	10,000円の制裁金を科する。 以降、7日を経過する毎に10,000円ずつ加算する。																								
(6) 落札店が、オークション当日から5日を経過しても落札代金を決済しない場合	ボスを、一時停止する。 AA当日より6日以降、1日当り 落札台数×2,000円を徴収する。 但し、落札代金決済の遅延が重なる者については、ボス登録の取消(オークション参加資格の取消)をすることができる。																								
(7) 書類期限が、当社到着日を含め1ヶ月後の応答日以上有効期限のあるものを再交付した場合 出品車の書類有効期限 (1ヶ月後の応答日以上有効期限のあるものとは) 例 受付が2月7日の場合 3月7日以上の有効期限があるもの 受付日が月末の場合は、翌月以上あるもの 例 受付が2月28日の場合 3月31日以上の有効期限があるもの	必ず当社を仲介して、下記規定金額にて差し替えをする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>出品店名義</th> <th>ディーラー名義</th> <th>その他名義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印鑑証明</td> <td>20,000円</td> <td>30,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>委任状</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>譲渡書</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>その他証明書 (謄本・抄本・住民票等)</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>申請依頼書 (OCRシート)</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>		出品店名義	ディーラー名義	その他名義	印鑑証明	20,000円	30,000円	50,000円	委任状	20,000円	20,000円	20,000円	譲渡書	20,000円	20,000円	20,000円	その他証明書 (謄本・抄本・住民票等)	10,000円	10,000円	10,000円	申請依頼書 (OCRシート)	20,000円	20,000円	20,000円
	出品店名義	ディーラー名義	その他名義																						
印鑑証明	20,000円	30,000円	50,000円																						
委任状	20,000円	20,000円	20,000円																						
譲渡書	20,000円	20,000円	20,000円																						
その他証明書 (謄本・抄本・住民票等)	10,000円	10,000円	10,000円																						
申請依頼書 (OCRシート)	20,000円	20,000円	20,000円																						
(8) 落札店が、書類期限1ヶ月後の応答日未満のものを承諾した場合	出品店より落札店へ、10,000円を支払う。																								
(9) 出品店が、抹消等により落札店よりナンバーを戻してもらった場合	出品店より落札店へ、5,000円を支払う。																								
(10) 落札店が、書類一式(移転・抹消)を紛失した場合	全て実費含む <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通車</th> <th>軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出品店名義</td> <td>50,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>その他名義</td> <td>100,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>		普通車	軽自動車	出品店名義	50,000円	30,000円	その他名義	100,000円	30,000円															
	普通車	軽自動車																							
出品店名義	50,000円	30,000円																							
その他名義	100,000円	30,000円																							
(11) 保証書の未着を受付してから、発送または再交付の期限2週間を経過した時点で、対応できない場合	新車登録5年以内の車輛及び特選車コーナーの保証期間経過車輛で、保証書がなくキャンセルの場合は、制裁金10,000円とする。																								
(12) 出品車輛の燃料が無く、会場内で引き回しができない場合	出品店に、2,000円の制裁金を科する。																								
(13) 出品車輛の走行距離とメーターの不一致	原則として、 (関与の場合100,000円・不関与の場合50,000円)+諸経費を科する。 諸経費には販売逸失利益は含まない 諸経費については、当社にて調整する場合があります。																								
(14) 出品店が、「出品申込書」に、記入漏れ・記載ミスによりクレームとなりキャンセルとなった場合	出品店より、成約料・落札料・(クレーム内容によってはペナルティ)・落札店の掛かる費用(販売逸失利益は含まない)を徴収する。																								

## その他クレームの裁定にあたって

この裁定は、オークション取引に伴うクレーム等の解決にあたり、出品店・落札店双方に理解と協力を目的とします。

出品店は、出品に際し出品車輛をあらかじめ点検し、瑕疵箇所・欠品等については自己申告が前提となっております。従って、受付期間内に発生したクレームについては、クレーム裁定基準に基づき出品店責任となります。

- (1) クレームの申し立ては、当社に電話・FAXにて行って下さい。クレーム受付期間は、オークション開催日含む5日間とし、電話の受付時間は、9時～17時30分です。その後、FAX受付になります。但し、クレーム締切日のFAX受付は24時迄とします。尚、FAX用紙に日付・時間の記載のないものは無効とし、ノークレームとします。当社は申し立て理由を補充する書面の提出や、落札車輛の提示、その他証拠の提出を求めることができます。尚、当事者間の折衝はいかなる場合も禁止とします。
- (2) 当社の検査はあくまでも参考のものです。従って、出品店申告がなかった場合は、クレームになります。
- (3) クレームが発生した場合、当社は、中立的立場で出品店・落札店双方と話し合います。双方とも、クレーム解決に向けて積極的に努力して下さい。
- (4) 当社が下した裁定に従わない場合は、オークション参加の制限・入場停止等の処置を取る場合もあります。
- (5) 当社にて落札後、他のオークション等に転売した場合及び名義変更を完了してしまった場合には一切ノークレームとします。但し、走行距離・冠水・接合・盗難・当社が認めた場合はこの限りではありません。
- (6) クレーム事項(部品代)が、初年度登録より10年未満又は10万キロ未満の場合は2万円以下・初年度登録より10年以上又は10万キロ以上の場合は5万円以下はノークレームとします。欠品もそれぞれ2万円以下・5万円以下はノークレームとします。工賃は原則としてクレームの対象としません。
- (7) クレームの申し立て及び受付は、クレーム受付期間内に一度の受付とし、同一車輛に対して2度・3度のクレームは受付しません。但し、AA当日・搬出前のクレーム及び走行距離・グレード・年式・その他、当社が認めた場合はこの限りではありません。
- (8) 出品車輛の乗車定員は、「出品申込書」に記入する必要がある、特にバン・ワゴン系に於いての乗車定員未記入の場合は、当社の判断によりクレームとなる場合があります。
- (9) 荷台の形状が未記入の場合は、「低床」扱いになります。
- (10) NOx・PM法が未記入の場合は、「不適合」扱いになります。
- (11) 輸入車は、ディーラー車・並行車・モデル年式・登録年式を「出品申込書」に記入して下さい。未記入の場合は不明扱いになります。
- (12) 社外品は、「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄に記入して下さい。未記入の場合はクレームとなる場合があります。又、社外品が多数ある場合は、「社外品多数」と記入して下さい。
- (13) クレーム事由がメーカー保証にて対応できる場合は、ノークレームとします。その際に掛かる費用は、落札者で負担し保証継承を行いメーカークレームにて修理することとします。但し、メーカー保証が対応できない場合はクレームとします。
- (14) クレーム申し立ての為に掛かる費用(ディーラー見積り費用)については、落札店負担とします。
- (15) 部品支給にて対応する場合は、出品店より直接落札店へ送付できることとします。送料は出品店負担とします。出品店が当社に部品を持ってきた場合は、落札店への送付費用実費を請求させていただきます。
- (16) ナビ・TV・オーディオ・エアコン等のリモコン・ナビCD等の付属部品は、書類と一緒に当社へ提出するものと

し、落札店に書類が到着した時迄(書類到着当日か翌日迄)クレームを受付けます。出品車に入れたままで盗難にあっても当社に責任はなく、出品店の責任としてクレームを受付けます。操作するのに必要な部品の為、装備品に 印、又はセールスポイントに記載した場合は、部品代が2万円以下でも現品支給または値引きとします。

- (17) セールスポイントに記載ある装備品は、正常作動することを前提とし、不良の場合はその旨を記載する必要があります。セールスポイントに記載のある装備が不良・欠品の場合は、年式・走行距離・評価点・落札価格問わずクレームとします。
- (18) クレームでキャンセルとなった場合、成約料・落札料・落札店の掛かる諸経費(販売逸失利益は含まない)は出品店負担となります。
- (19) エアバック装着車輛(標準・オプション問わず)で、使用済・不良・欠品等の場合「エアバック不良」・「エアバック欠品」・「エアバックランプ点灯」の記載が必要であり、記載のない場合はクレームとします。  
「出品申込書」に社外ハンドルと記載がある場合は純正ハンドル(エアバック含む)は無しとさせていただきます。尚、その場合は落札店で純正ハンドルを用意して頂き、純正に交換後、ユニットなどに不具合があり、且つ、部品代が2万円以上のものはクレームとします。
- (20) 「R点」評価車輛で、「出品申込書」に記載のある修復歴内容以外に事故部位があった場合でも一切ノークレームとします。
- (21) 出品店は、瑕疵箇所・欠品等については自己申告が前提となっております。紛らわしい表現及び見にくい表示の場合は当社の判断によりクレームとします。
- (22) エンジン・ミッション不良・異音がある場合、「出品申込書」にその旨の記載が必要です。記載がない場合又は紛らわしい表現及び見にくい表示の場合はクレームとします。  
尚、エンジン・ミッション不良・異音の記載がある場合は、エンジン・ミッションについての不具合は一切ノークレームとします。
- (23) 落札店が、クレームの申し立てをする場合は必ず当社に連絡するものとし、当社の許可なく出品店もしくは前名義人等に直接連絡することを禁止します。
- (24) 評価点付車輛が、再検査の結果「R点及び評価点違い」となり、キャンセルとなった場合の落札店の掛かる陸送費は、出品店と当社にて折半とします。
- (25) 落札店が、当社に対してクレームの申し立てをした日から、翌週同曜日迄に再度連絡がない場合はノークレームとします。
- (26) 出品車輛の内外装評価(A・B・C・D・E)並びに事故評価についてはあくまでも参考であり、万一違いが生じたとしても一切ノークレームとします。
- (27) 落札店が、ネットで落札した場合は、ネットのクレーム対応とします。
- (28) 輸出目的の為に落札した車輛で、書類到着又はクレーム申請前に日本を出国した場合は一切ノークレームとします。又、入国先のバイヤー等からクレームによるペナルティ等が発生しても当社は一切認めないこととします。但し、メーター改ざんは例外としてクレームとします。
- (29) ネットオークションとは、「インターネットシステム」で落札した車輛です。クレームの受付期間は、オークション開催日を含む5日間とし、車輛未着の場合は通常クレーム期間内に申し出があった場合のみ、当社の判断によりクレームの受付延長を認めます。
- (30) 低価格車とは、落札価格が30万円以下(軽自動車は20万円以下)とします。
- (31) 北海道・沖縄のクレーム受付期間は、オークション開催日を含む7日間とします。

- (32) 災害・天災等のやむを得ぬ事情(個人都合は除く)で、車輛未着の場合は通常クレーム期間内(オークション開催日を含む5日間)に申し出があった場合のみ、当社の判断によりクレームの延長を認めます。
- (33) オークション開催日の落札店都合によるキャンセルは、当該車輛のセリ終了後30分以内に申し出があった場合のみ、(ペナルティ5万円+成約料+落札料)を科してキャンセルとします。
- (34) オークション開催日の出品店都合によるキャンセルは、10万円の制裁金+成約料+落札料を科してキャンセルとし、オークション開催日以降は、10万円の制裁金+成約料+落札料+落札店の掛かる諸経費(販売逸失利益は含まない)を科してキャンセルとします。
- (35) 非課税車輛と判明した場合の消費税返還受付期間は、書類発送後10日間とします。尚、課税車輛か非課税車輛かの判断につきましては、各メーカーのお客さま相談室に問い合わせ、非課税車輛と回答が場合のみ、消費税を返還致します。
- (36) リサイクル料金の過剰請求と判明した場合の再清算受付期間は書類発送後10日間とします。
- (37) 「出品リスト」と「出品申込書」の記載内容に相違がある場合は、「出品申込書」の記載内容を優先します。
- (38) 現状車は機関・機構の不良・欠品等でも一切ノークレームとします。自走可能な車輛が後に何かの原因により自走不可となった場合でも、けん引が可能であればノークレームとします。
- (39) 現状車で冠水の申告がない場合はクレームとなりクレーム受付期間は、AA当日含む5日間とします。尚、クレームの対応はキャンセルのみの処理とさせて頂き、その場合に掛かる諸経費(陸送費、加修費、その他実費)は請求できません。車輛代のみの処理とさせて頂きます。
- (40) 「出品申込書」の装備品の欄は、純正装着のみの記入とし、社外品又は規格外品と重複記入した場合はクレームになります。尚、純正品が提出できない場合は、値引き2万円以上の処理となります。
- (41) 「出品申込書」のセールスポイントの欄は、出品車輛のセールスとなるもの(純正・社外品を問わず)を記入する欄とし、記入した装備品や内容が不良・欠品・記載違い等の場合はクレームとなります。
- (42) 「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄は、出品車輛の不良箇所・不良内容などを具体的に記入する欄、又は装備品の欠品・社外品装着がある場合の記入欄とさせて頂き、記入のない場合又は紛らわしい表現及び見にくい表示はクレームになります。尚、不良・欠品等の記入がない場合はセールスポイント扱いとし、不良・欠品等の場合はクレームになります。
- (43) 車台番号の不鮮明なものや職権打刻車は、外車・国産車共に「出品申込書」の注意事項欄に記入して下さい。未記入の場合はクレームになります。
- (44) 「出品申込書」に虚偽の記入や記入に誤りがあった場合はクレームになります。尚、内容によりペナルティを出品店に科します。
- (45) 「出品申込書」に車体色と色コードは必ず記入して下さい。基本的に車体色と色コード違う場合は色コードを優先とします。
- (46) レスオプション車輛で、「出品申込書」に記入のない場合はクレームになります。
- (47) 車検証の型式に「改」が入っている場合は、「出品申込書」の型式欄に「改」を記入し構造変更された車輛は注意事項欄に構造変更の内容を記入して下さい。
- (48) キャンピング車・放送宣伝車など8ナンバー登録車は、それぞれのキット付が標準です。「出品申込書」にキットの有無を記入して下さい。

#### 保証書・記録簿について

・「保証書」・「記録簿」の未着の受付については、当社より書類発送後10日間とします。

- ・未着を受付してから発送及び再交付の期限は2週間とし、その時点でも対応できない場合はクレームとします。「保証書」・「記録簿」は、書類と共に当社へ提出するものとします。
- ・出品車の中に入れたままで無くなった場合は、出品店責任となりクレームとします。
- ・「保証書」とは、新車登録の販売店の記載があるもの及び原則として保証継承ができるものとします。但し、保証期間の過ぎたものについては、出品車輛の保証書であると確認できれば、販売店名及び販売店欄がなくとも保証書とみなします。
- ・「記録簿」とは、最終使用者名義にて直近の法定点検(車検)を行なっているものとし、無い場合は記載違いにて2万円の値引き処理とします。但し、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車輛に限り、法定点検を一度でも受けた場合は「記録簿」とみなします。
- ・法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、「記録簿」とみなしません。
- ・「整備手帳」と記載がある場合でも、「保証書」・「記録簿」は無しとみなします。
- ・「保証書」は、メーカー規定保証期間内とし、メーカー規定保証期間車輛についてはキャンセル又は値引き処理とします。

新車登録(保証書登録)	値引額
当年～1年落ち	5万円
1年～2年落ち	4万円
2年～3年落ち	3万円
3年～5年落ち	2万円

- ・保証期間経過車輛については、有無の記載違いとして値引き1万円の処理とします。
- ・新車登録5年以内の車輛でキャンセルの場合は、ペナルティ1万円とします。
- ・特選車コーナーの保証期間経過車輛で、「保証書」無しの場合は値引き2万円の処理かキャンセルとします。尚、キャンセルの場合はペナルティ1万円とします。

#### < 年式・グレード・車検月違い・初年度登録月違い >

##### ・年式

年式違いのクレーム受付期間は、書類発送後10日間とします。

キャンセルの場合 ペナルティ2万円+実費とする

(但し、低価格車の場合は1万円+実費とする)

##### ・グレード

グレード違いのクレーム受付期間は、書類発送後10日間とします。

キャンセルの場合 ペナルティ2万円+実費とする

(但し、低価格車の場合は1万円+実費とする)

現車がリスト表示グレードより上の場合、又は新車価格が同金額の場合はノーペナキャンセルのみとす

##### ・車検月・初年度登録月

車検月・初年度登録月違いのクレーム受付期間は、書類発送後10日間とします。

値引きの場合 車検月・初年度登録月相違6ヶ月以内

1ヶ月(普通車5千円・軽自動車3千円)×残月数とする  
(但し、上限は6ヶ月間とする)

車検月・初年度登録月相違6ヶ月以上  
1ヶ月(普通車5千円・軽自動車3千円)×残月数とする  
(但し、上限は6ヶ月間とする)

キャンセルの場合 車検月・初年度登録月相違6ヶ月以内  
ノーペナルティ+実費とする  
車検月・初年度登録月相違6ヶ月以上  
ペナルティ2万円+実費とする(但し、低価格車の場合は1万円+実費とする)

< 車検付出品が抹消の場合 >

値引きの場合 個別対応とする

キャンセルの場合 ペナルティ2万円+実費とする(但し、低価格車の場合は1万円+実費とする)

メーターのクレーム対応について

・メーター改ざんの対応について

メーター改ざんのクレーム受付期間は、オークション開催日より6ヶ月間とします。但し、車検証・保証書・記録簿(認証・指定工場のもの)等の書面にて改ざんが確認できるものは書類発送後1ヶ月間とします。

キャンセルの場合 ペナルティ(出品店関与の場合10万円・不関与の場合5万円)+諸経費  
(販売逸失利益は含まない)諸経費については、当社にて調整する場合があります。

・メーター交換の対応について

メーター交換のクレーム受付期間は、オークション開催日より6ヶ月間とします。但し、保証書・記録簿(認証・指定工場のもの)等の書面にて交換が確認できるものは書類発送後1ヶ月間とします。

キャンセルの場合 ペナルティ5万円+諸経費(販売逸失利益は含まない)  
諸経費については、当社にて調整する場合があります。

・積算計1回転車輛の対応について

積算計1回転車輛のクレーム受付期間は、オークション開催日より6ヶ月間とします。但し、車検証・保証書・記録簿(認証・指定工場のもの)等の書面にて1回転が確認できるものは書類発送後1ヶ月間とします。

キャンセルの場合 ペナルティ5万円+諸経費(販売逸失利益は含まない)  
諸経費については、当社にて調整する場合があります。

・走行不明「#」・メーター交換「\$」表示車輛の対応について

「出品申込書」に走行不明「#」及びメーター交換「\$」の記載のある場合でも、メーター改ざんが立証された場合はクレームとします。

走行不明「#」・メーター交換「\$」表示車輛でメーター改ざんが立証された場合のクレーム受付期間は、



オークション開催日より6ヶ月間とします。

但し、車検証・保証書・記録簿(認証・指定工場のもの)等の書面にてメーター改ざんが立証された場合は書類発送後1ヶ月間とします。

走行不明「#」でキャンセル場合はノーペナルティとし、諸経費(販売逸失利益は含まない)(陸送費・その他実費)は請求できません。

メーター交換「\$」でキャンセルの場合はノーペナルティとし、諸経費(販売逸失利益は含まない)(陸送費・その他実費)は請求できます。

・タコグラフ交換の対応について

タコグラフ交換のクレーム受付期間は、オークション開催日より6ヶ月間とします。

但し、保証書・記録簿(認証・指定工場のもの)等の書面にてタコグラフ交換が立証された場合は書類発送後1ヶ月間とします。

キャンセルの場合 ペナルティ5万円 + 諸経費(販売逸失利益は含まない)

諸経費については当社にて調整する場合があります。

・車検証走行距離誤記入の対応について

車検証走行距離誤記入のクレーム受付期間は、書類発送後1ヶ月間とします。

記録簿で誤記入と確認できる場合のキャンセル ノーペナルティ + 諸経費(販売逸失利益は含まない)

記録簿で誤記入と確認できない場合のキャンセル ペナルティ5万円 + 諸経費(販売逸失利益は含まない) 諸経費については当社にて調整する場合があります。

・メーターセットアップ交換について

ディーラーによるメーターのセットアップ交換は実走行扱いとします。「出品申込書」に現メーターの走行距離を記入して下さい。

ワンオーナーについて

「ワンオーナー」とは、あくまでも新車登録使用者名義の場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラー並びに専門店に名義変更後のものまで対象とします。

書類の確認により「ワンオーナー」でなかった場合のクレーム受付期間は、書類発送後10日間とします。

値引きの場合 2万円以上

キャンセルの場合 ペナルティ2万円 + 実費とする

S点における評価点相違のクレーム対応について  
評価点が5点以下に落ちる場合よりクレームとします。

#### 特殊車輛のクレーム対応について

特殊・特装車輛等の上物は正常に作動することを基本とし、正常に作動しない場合はノークレームに該当する車輛でもクレームになる場合があります。

3トン吊りクレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、上物の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。記入のない場合は「有り」とみなし、期限切れの場合は「無し」とみなします。

#### ノークレームの定義

初年度登録より10年又は10万km経過車輛

R点・低価格車輛

商談成約の車輛

下記内容に当てはまるものは、ノークレーム車輛であってもクレームとします。(その他、当社が相当と判断したもの)

・特殊、特装用途箇所(重要装備品)の不良等

通常クレーム車輛 部品代2万円以上

ノークレーム車輛 部品代5万円以上

但し、正常に作動しない原因が消耗品(ワイヤー等)の場合はノークレーム

・上物(特殊・特装部品)の年式が年式より2年以上古い場合はクレームとします。

#### 出品店注意事項

1. 「出品申込書」の記載が著しく誤認ある場合は、出品店責任となります。瑕疵箇所・欠品等については自己申告が前提となっております。紛らわしい表現及び見にくい表示の場合は当社の判断によりクレームとします。
2. 「出品申込書」の装備品の欄は純正装着のみの記入とし、社外品又は規格外品と重複記入した場合はクレームになります。尚、純正品が提出できない場合は、値引き2万円以上の処理とします。
3. 「出品申込書」のセールスポイントの欄は、出品車輛のセールスとなるもの(純正・社外品を問わず)を記入する欄とし、記入した装備品や内容が不良・欠品・記載違い等の場合はクレームとなります。
4. 「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄は、出品車輛の不良箇所・不良内容などを具体的に記入する欄、又は装備品の欠品・社外品装着がある場合の記入欄とさせて頂き、記入のない場合又は紛らわしい表現及び見にくい表示はクレームになります。尚、不良・欠品等の記入がない場合はセールスポイント扱いとし、不良・欠品等の場合はクレームになります。
5. 「出品申込書」に虚偽の記入や記入に誤りがあった場合にはクレームになります。尚、内容によりペナルティを出品店に科します。
6. 「出品申込書」に、車体色と色コードは必ず記入して下さい。基本的に車体色と色コードが違う場合は、色コードを優先とします。
7. 当社の検査はあくまでも参考のものです。従って、出品店申告がなかった場合はクレームになります。
8. エンジン・ミッション不良・異音がある場合、「出品申込書」にその旨の記載が必要です。記載がない場合又は紛らわしい表現及び見にくい表示の場合はクレームとします。
9. メーターに疑義がある場合は、「出品申込書」の走行欄に内容により「\*」、「\$」、「#」を記入して下さい。

10. メーター改ざんがわかっている場合は、その旨を「出品申込書」の注意事項欄に記入して下さい。又、走行欄に現メーターの距離と「\*」を記入して下さい。
11. 日本走行管理システムにより、メーター改ざんがわかった場合には調査回答書をの提出を求める場合があります。
12. メーター交換車は、保証書又は認証・指定工場で交換されたことを証する記録簿等、客観的に証明できる書面があり、日付、交換前の走行距離の記入が必要となります。中古メーターも同様の証明書が必要となります。証明できる場合は交換時の距離と現在まで走行した距離を合算して「\$」を記入して下さい。メーター交換が証明できない場合は「メーター改ざん」の扱いとし、現メーターの距離と「\*」を記入して下さい。
13. ディーラーによるメーターセットアップ交換は実走行扱いとします。現メーターの走行距離を「出品申込書」に記入して下さい。
14. タコグラフ交換については記録がある場合は交換車「\$」、記録がない場合は改ざん車「\*」扱いとします。
15. メーター1回転が証明できる車輜は、「出品申込書」の走行欄に合算距離を記入して頂き、必ずメーター1回転の旨と現メーターを記入して下さい。尚、証明できない場合は、メーター改ざん車扱いになります。
16. マイル表示の場合は、1.6倍に変換した走行kmを「出品申込書」の走行欄に記入し、現在のマイルメーターは、注意事項欄に記入して下さい。
17. 出品車輜が車検付の場合は、「出品申込書」に車検月・登録番号を必ず記入して下さい。車輜にナンバープレートが装着されていることが前提となります。名義変更中車輜(普通車)は出品できません。出品された場合は、出品取消しとなります。(出品料は徴収します)
18. 出品車輜の乗車定員は、「出品申込書」に記入する必要がある、特にバン・ワゴン系に於いての乗車定員未記入の場合は、当社の判断によりクレームとなる場合があります。
19. 荷台の形状が未記入の場合は、「低床」扱いになります。
20. NOx・PM法が未記入の場合は、「不適合」扱いになります。
21. 輸入車はディーラー車・平行車・登録年式・モデル年式を「出品申込書」に記入して下さい。未記入の場合は不明扱いとなります。
22. 社外品は、「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄に記入して下さい。未記入の場合はクレームとなる場合があります。又、社外品が多数ある場合は、「社外品多数」と記入して下さい。
23. 車検証に「改」が入っている場合は、「出品申込書」の型式欄に「改」を記入し、構造変更された車輜は注意事項欄に構造変更の内容を記入して下さい。
24. スタート価格は、オークション開催日の「出品リスト」に記載されます。又、希望価格は、成約時の基本価格となりますのでいずれも必ず記入して下さい。
25. 車台番号の不鮮明なものや職権打刻車は、外車・国産共に「出品申込書」の注意事項欄に記入して下さい。未記入の場合はクレームになります。
26. 「自賠償保険証」が離島の場合は、「出品申込書」に記入して下さい。未記入の場合は本土の「自賠償保険証」を提出して頂きます。
27. 事業用ナンバーの付いている車輜は、出品できません。出品された場合は、出品取消しになります。(出品料は徴収します)

28. 書類期限が短い場合は、「出品申込書」に記入することによりペナルティなしで提出可能とします。但し、最短の書類有効期限は、書類受付日を含め21日以上とします。
29. 出品店は、「出品申込書」にナンバー応談と記載をして、落札店の申し出(オークション終了迄)により継続となった場合は、継続書類(納税証明書)を添付して提出するものとします。
30. 出品店は、書類の「印鑑証明」・「委任状」等の有効期限が当社到着日を含め1ヶ月後の応答日以上あるものを提出するものとします。「印鑑証明」等又は官庁で発行した全ての書類の有効期限は3ヶ月間とします。出品店は、成約された車輛の書類を速やかに当社に提出して下さい。出品店は、書類を提出する場合、当社の「書類送付書」に必要事項を記入の上、提出するものとします。「書類送付書」の添付無き場合はその内容についてのクレームの申し立てはできません。
31. 書類遅延ペナルティはオークション開催日を含め10日経過した時点から1台につき1万円のペナルティとなり、以降1日経過毎に(日曜日は除く)に2千円が加算されます。
32. オークション開催日を含め21日経過しても書類の提出が無い場合、落札店の意思によりキャンセルが可能となります。キャンセルの場合、出品店に10万円のペナルティと成約料・落札料・落札店の掛かる諸経費を科します。
33. 落札店が、書類期日が1ヶ月後の応答日未満のものを承諾した場合、出品店より落札店へ1万円を支払うものとします。(販売逸失利益は含まない)
34. 抵当権設定車輛又は差押え等の事実が成約後判明した場合、その費用は全て出品店責任にて負担し、抵当権・差押え解除の処理を行うものとします。
35. 車検が切れている車輛は、「抹消謄本」で提出するものとします。抹消出品でナンバーを外し忘れて搬出されてしまった場合、出品店は落札店へ返送ペナルティとして5千円を支払うものとします。
36. 非課税車輛は、「出品申込書」に非課税車輛と記入して下さい。尚、その場合には車輛消費税は計上致しません。申告がない場合は車輛消費税は計上致します。
37. リサイクル券有りの場合は、必ず「出品申込書」にリサイクル料金を記入して下さい。未記入の場合、セリ後の清算は致しません。
38. クレームでキャンセルとなった場合、成約料・落札料・落札店の掛かる諸経費(販売逸失利益は含まない)は出品店負担となります。
39. 評価点付車輛で、クレーム申し立てをし再検査の結果「R点及び評価点違い」となり、キャンセルとなった場合の落札店の掛かる陸送費は、出品店と当社にて折半とします。
40. オークション開催日の出品店都合によるキャンセルは、10万円の制裁金 + 成約料 + 落札料を科してキャンセルとし、オークション開催日以降は、10万円の制裁金 + 成約料 + 落札料 + 落札店の掛かる諸経費(販売逸失利益は含まない)を科してキャンセルとします。
41. キャンピング車・放送宣伝車など8ナンバー登録車は、それぞれのキット付が標準です。「出品申込書」にキットの有無を記入して下さい。
42. レスオプション車輛で、「出品申込書」に記入のない場合はクレームになります。
43. 3トン吊りクレーン車やタンクローリー車等を出品する場合は、上物の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。記入のない場合は「有り」とみなし、期限切れの場合は「無し」とみなします。
44. 部品支給にて対応する場合は、出品店より直接落札店へ送付できることとします。送料は出品店負担とします。出品店が当社に部品を持ってきた場合は、落札店への送付費用実費を請求させていただきます。

落札店注意事項

1. 「現車オークション」については、「下見による現車確認」が基本となっておりますので十分下見をした上でセリに参加して下さい。
2. 「ネットオークション」については、現車が到着した時点で「出品申込書」の記載内容と「現車」を確認して下さい。
3. 落札店が、クレームの申し立てをする場合は必ず当社に連絡するものとし、当社の許可なく出品店もしくは前名義人等に直接連絡することを禁止します。
4. 落札店が、当社に対してクレームの申し立てをした日から、翌週同曜日迄に再度連絡がない場合は、ノークレームとします。
5. 落札店が、ネットで落札した場合は、ネットのクレーム対応とします。
6. 「R点」評価車輛で、「出品申込書」に記載のある修復内容以外に事故部位があった場合でも一切ノークレームとします。
7. 出品車輛の内外装評価(A・B・C・D・E)並びに事故評価についてはあくまでも参考であり、万一違いが生じたとしても一切ノークレームとします。
8. 当社にて落札後、他のオークション等に転売した場合及び名義変更を完了してしまった場合には一切ノークレームとします。但し、走行距離・冠水・接合・盗難・当社が認めた場合はこの限りではありません。
9. 落札店は、ナンバー応談の記載がある場合オークション終了迄に申し出ることとし、申し出のないものは継続扱いとします。尚、ナンバー応談の記載があり車検月の記載がないもの又は登録番号のみの場合は抹消扱いとします。
10. 車検付車輛の場合、落札店からの抹消依頼はトラブル防止の為、受付致しません。但し、オークション開催日の翌月末日までに車検が切れる車輛は、オークション終了迄抹消依頼を受付致します。
11. 落札店は、抹消依頼をした後にナンバー付のまま車輜を搬出してしまった場合には、落札店は無償でナンバーを返送するものとし、
12. 落札店は、落札車輛の登録名義変更完了後、速やかに登録証の写しを当社まで送って下さい。落札店の名義変更期限は、オークション開催日の翌月末日迄又は書類有効期限のいずれか短い方とします。
13. 落札店は、オークション開催日の翌々月5日迄に開催回数と出品番号を明記して登録証の写しを提出するものとし、5日を過ぎ登録証の写しを提出しない場合は当社で「現在登録証明」を申請し確認処理します。尚、落札店は当社に手数料として、3,150円を支払うものとし、
14. オークション開催日の翌月末日迄に名義変更が完了していない場合、遅延ペナルティは1万円とし、7日経過毎に1万円を科します。
15. 落札店は、名義変更が完了した登録証の写しをFAXで提出する場合、到着の有無を電話で確認するものとし、
16. 「印鑑証明」等の有効期限が切れた後、3日を過ぎても報告の無い場合は「現在登録証明」を申請し確認します。申請手数料は落札店に科します。尚、ペナルティの清算は、名義変更処理終了後とします。
17. 落札店は、軽自動車の転入手続きの際他府県に転入された場合、前課税者に税請求が発生しないよう軽自動車変更(転出)申請書にて手続きもしくは廃税申告書を前所轄市町村役場に提出して、その写しを当社に送って下さい。自己申告等でその処理が不完全な場合は、落札店責任とします。出品店より申告を受けて1週間経過しても処置されない場合は、ペナルティとして1万円を落札店より徴収し出品店に支払い、税止めは出品店で行うものとし、
18. 落札店は、名義変更前の車輛に法廷違反行為があった場合は、速やかに解決を図ると同時に必ず当社に報告して下さい。落札店に過失等がある場合は、ペナルティを徴収して出品店に支払います。

ペナルティは出品店名義の場合は1万円とし、その他の場合は3万円とします。尚、落札店は、発生日より10日以内に名義変更を完了して下さい。理由無く遅延した場合又は名義変更が完了していない等の遅延ペナルティは1万円とし、7日経過毎に1万円を科します。

18. 輸出目的の為に落札した車輛で、書類到着又はクレーム申請前に日本を出国した場合は一切ノークレームとします。又、入国先のバイヤー等からクレームによるペナルティ等が発生しても当社は一切認めないこととします。但し、メーター改ざんは例外としてクレームとします。
19. 現状車は機関・機構の不良・欠品等でも一切ノークレームとします。自走可能な車輛が後に何かの原因により自走不可となった場合でも、けん引が可能であればノークレームとします。
20. クレームの申し立て及び受付は、クレーム受付期間内に一度の受付とし、同一車輛に対して2度・3度のクレームは受付しません。但し、AA当日・搬出前のクレーム及び走行距離・グレード・年式のクレーム・その他、当社が認めた場合はこの限りではありません。
21. クレームの申し立ての為に掛かる費用(ディーラー見積り費用)については、落札店負担とします。
22. 北海道・沖縄のクレーム受付期間は、オークション開催日を含む7日間とします。
23. 災害・天災等やむを得ぬ事情(個人都合は除く)で、車輛未着の場合は通常クレーム期間内(オークション開催日を含む5日間)に申し出があった場合のみ、当社の判断によりクレームの延長を認めます。
24. ネットオークションとは「インターネットシステム」で落札した車輛です。クレーム受付期間は、オークション開催日を含む5日間とし、車輛未着の場合は通常クレーム期間内に申し出があった場合のみ、当社の判断によりクレームの受付延長を認めます。
25. クレーム事由がメーカー保証にて対応できる場合は、ノークレームとします。その際に掛かる費用は落札店で負担し保証継承を行い、メーカークレームにて修理することとします。但し、メーカー保証が対応できない場合はクレームとします。
26. オークション開催日の落札店都合によるキャンセルは、当該車輛のセリ終了後30以内に申し出があった場合のみ、(ペナルティ5万円+成約料+落札料)を科してキャンセルとします。
27. 非課税車輛と判明した場合の消費税返還受付期間は、書類発送後10日間とします。尚、課税車輛か非課税車輛かの判断につきましては、各メーカーのお客さま相談室に問い合わせて、非課税車輛と回答があった場合のみ、消費税を返還致します。
28. リサイクル料金の過剰請求と判明した場合の再清算受付期間は書類発送後10日間とします。

## お知らせ

## 現状車コーナーのセールスポイント・装備品・冷房の表示部分について

以前より現状車のセールスポイント・装備品・冷房については、記載があっても無効扱いとさせて頂いてますが、平成22年1月5日AAより上記内容の出品申込書記載部分に無効等の表示をさせて頂きます。なにとぞご理解を賜ります様お願い申し上げます。

## 現状車コーナーの取り扱いについて

## 1. 出品車輛条件

- ・現状車コーナーの出品対象は、事故又は機関・機構等の不良があり且つ、出品店の出品希望のあるものとします。
- ・現状車コーナーの出品車は、自走又は、けん引する事が可能なものとします。

## 2. 出品条件

- ・書類の提出ができるもの。(移転書類については必ず自社名義にて提出するものとする)
- ・部品取りに使用された車輛の出品は出来ません。
- ・接合車の出品は出来ません。
- ・JU埼玉AA(株)が出品車輛として認めないと判断した場合は、出品をお断りします。

## 3. 出品車の取り扱いについて

- ・現状車コーナーの出品車は車輛検査を行いません。必ず直接現車の下見、確認をお願いします。
- ・セールスポイント・装備品・冷房については、記載があっても無効扱いとします。
- ・天候等による車内の汚れ、装備品の不具合については、当社では責任を負いません。

## 4. 車輛の搬入・搬出について

- ・搬入は月曜日15:00(午後3時)まで
- ・けん引可能車(自走不可)の搬入・搬出は直接指定駐車場内となります。必ず警備員に申告してからその指示に従ってください。(1台積みの積載車等をお願いします)
- ・搬入・搬出は全て出品店様、落札店様側でお願い致します。
- ・搬出される際は、車輛の状態を十分に確認した上、お願い致します。(フォークリフト等はありません)

## クレーム受付・裁定基準について

- |                         |                             |
|-------------------------|-----------------------------|
| (1)盗難車等所有権の移転に法的問題のある車輛 | (7)車名・型式                    |
| (2)接合車                  | (8)年式(モデル年式含む)              |
| (3)メーター改ざん車・メーター交換車     | (9)グレード                     |
| (4)燃料                   | (10)検査期限                    |
| (5)シフト                  | (11)冠水車(申告なしの場合)            |
| (6)形状・ドア数               | (12)その他JU埼玉AA(株)がクレームと認めたもの |

- ・上記のクレームは、受付期間・裁定基準とも現行規定に順ずるものとします。
- ・上記以外は、機関・機構・欠品等でも一切ノークレームとします。
- ・自走可能な車が後に何かの原因により、自走不可となった場合でも、けん引が可能であればクレームの対象外とさせて頂きます。
- ・尚、加修費については車輛代を上限とします。

JU埼玉オートオークション(株)

〒339-0035

埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田中谷535

TEL 048-798-2111

FAX 048-798-5909

ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい。

# 中商連オートオークション 統一ルール

(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール)



(社)日本中古自動車販売協会連合会  
日本中古自動車販売商工組合連合会



## 第1章 総 則

### 1. 制定の目的

この統一ルールは、各県商工組合が運営するJUオークションにおいて、クレーム、ペナルティーの具体的運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

### 2. この統一ルールの効力

この統一ルールは、中商連オートオークション運営規程の一部として定め、主催商組は、これを遵守し、公平な運営を行うものとします。

なお、この統一ルールと商組規約が抵触した場合は、この統一ルールが優先します。

## 第2章 出品

### 1. 出品店の申告義務

出品店は、出品申込書の記入にあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に記入しなくてはなりません。

なお、虚偽記入、誤記入、記入洩れ等があった場合は、すべて出品店の責任となります。

### 2. 出品店注意事項

出品店は、以下の事項に注意を払い、出品申込書の記入を行ってください。

- ・ 出品店は、不具合箇所・欠品等について記入する必要がある、紛らわしい記載の場合、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。  
特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。
- ・ 車検付の車両を出品する場合は、出品申込書に車検年月、登録番号を記入する必要があります。  
出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となりますので、名義変更申請中車両（登録車）は法令順守の関係から出品できません。
- ・ 出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）は、車両の不具合（不良）内容を、不良箇所、状況とも具体的に記入するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を記入してください。  
記入洩れ、又は、紛らわしい記入内容であると主催商組が判断した場合はクレームとなることがあります。
- ・ 出品申込書のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント（純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー、禁煙車等）を記入するためのものです。なお、セールスポイントに記入できる装備品は、正常に作動することが前提となります。  
セールスポイントに記入した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。  
また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、主催商組の判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。
- ・ 出品車両の乗車定員は、出品申込書に記入する必要があります。  
バンの1列シート、ワゴン車の2列シートの乗車定員が未記入の場合等には、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。
- ・ 輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を記入する必要があります。  
なお、未記入の場合は、不明として取り扱います。
- ・ 出品申込書の色記入欄は、車体色と色コード（カラー番号）の双方を記入する必要があります。車体色と色コード（カラー番号）が異なっている場合は、色コードが優先となります。
- ・ 社外品は、出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に記入する必要があります。なお、社外品が多数ある場合は、社外品多数と記入してください。

未記入の場合は、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

出品申込書の装備品記入欄は、純正（メーカー・ディーラー）装備品のみ記入することができます。社外品であるにも関わらず装備品に 印を付した場合はクレームとなります。

なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。

ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビCD、リモコンキー等の付属部品は、書類と共に主催商組へ提出するものとします。

出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。この場合、部品代が 2 万円未満であっても現品支給または値引き処理とします。

なお、出品店は、主催商組が付属部品を依頼してから 7 日以内に対応しなければなりません。

出品申込書の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを記入してください。

なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に記入した装備品に関連する付属品等で、その動作に必要で重要な付属品であると主催商組が判断した場合はクレームになることがあります。

エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と記入する必要があり、記入のない場合はクレームとなります。

なお、故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を科すことがあります。

特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。また、車両本体と特殊・特装部品の年式に 2 年以上の隔たりがある場合は、申告する必要があり、申告がない場合はクレームとなります。

クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。

ワンオーナーとは、新車登録使用者名義である場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラーまたは専門店に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。

保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、かつ、保証継承が可能な状態であるものとします。

ただし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。

保証書は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検または 12 ヶ月点検）を行っているものとします。ただし、新車登録後 12 ヶ月未満の車両については、認証工場または指

定工場による点検を1度でも受けた記録(日付、走行距離数等)があるものは記録簿とみなします。

なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

記録簿は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

落札店からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則として主催商組を経由することとしますが、出品店、落札店双方の合意があれば出品店から落札店へ直接送付することができます。この場合の送料は出品店負担となります。

また、出品店が主催商組に部品を持ち込んだ場合は、落札店への送付にかかる費用実費を出品店に請求します。

なお、出品店は部品対応することを主催商組に申し出してから、7日以内に対応しなくてはなりません。

### 3. 走行距離記入における注意点

出品店は、出品車両の走行距離数の記入にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を記入し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品申込書にそのことを記載しなければなりません。

#### ・ 走行距離計を交換した車両「\$」

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を記入し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、出品店申告欄(不良内容・欠品・注意事項等記載欄)に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。

なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」として取り扱うものとします。

#### ・ 走行距離計の改ざんが明白な車両「\*」

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる車両は、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記入し、メーター改ざん車を表す「\*」マークを付記するとともに、出品店申告欄(不良内容・欠品・注意事項等記載欄)に「メーター改ざん車」の文言と記録簿等により判明した改ざん前の距離数を記載します。

#### ・ 前各号以外で過去の記録簿等がなく実走行と判断できない車両「#」

走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数値を記入し、走行不明を表す「#」マークを付記するとともに、出品店申告欄(不良内容・欠品・注意事項等記載欄)に「走行不明車」の文言を記載します。

#### ・ タコグラフ装着車

車両総重量8トン未満のトラック、最大積載量5トン未満のトラック等、法律でタコグラフ装着が義務付けられていない車両で、積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、

記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

・ セットアップ交換車

ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

## 第3章 落札

### 1. 落札店注意事項

- ・ 現車オークションにおいては、下見による現車確認が基本となりますので十分下見をした上でセリに参加してください。なお、外部からの応札の場合は、主催商組で下見代行を行っている場合があります。
- ・ 落札車両と出品申込書の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品申込書の内容に相違があった場合は、主催商組にクレームの申立をすることができます。
- ・ 出品リスト（出品一覧表）と出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。
- ・ クレーム申立にかかる費用（ディーラー見積り費用）は、落札店の負担となります。
- ・ 出品車両の内・外装補助評価（A・B・C・D・E）並びに事故補助評価（大・中・小）は参考補助評価であり、万一違いが生じたとしてもノークレームとします。

## 第4章 クレーム

### 1. クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、主催商組は、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、主催商組の裁定に従うものとします。

出品店、落札店は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

### 2. クレーム申立方法

・落札店がクレーム申立をする場合、必ず主催商組を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を科します。

・クレームの申立は、原則として落札車両1台に対して1回の申立とします。

ただし、搬出前のみ受付されるクレームや後日送付する書類等によって判明するクレーム等、主催商組が認めた場合は、複数回の申立も可とします。

### 3. クレーム申立期間

#### (1)基本となるクレーム申立期間

原則としてオークション開催日を含めて5日以内としますが、クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。

なお、主催商組が定める遠隔地落札店については、主催商組の定める期日の延長をする場合があります。

#### (2)具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。

### 4. 用語の定義

別表で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

#### 低価格車

落札価格20万円未満の車両（登録車・軽自動車）。なお、落札価格に手数料は含まれません。

#### 搬出前

搬出前までのクレーム受付の最終期限は、オークション開催日を含む4日以内（最終日は主催商組営業時間内）とします。

ただし、期日の最終日が日曜日または主催商組の休業日にあたる場合は、主催商組により翌営業日になることがあります。

### 5. クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、成約料、落札料および落札店でかかった諸費用は出品店負担となります。

ただし、販売できなかったことによる落札店の逸失利益は含まれません。

## 6. クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則としてクレームを受付けません。

- ・ クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合はノークレームとします。  
ただし、その際にかかる保証継承代として1万円を出品店へ請求します。
- ・ 落札車両が初年度登録より10年または走行距離が10万kmを経過している車両、**並行輸入車、災害車は、**原則としてノークレームとします。  
ただし、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤記入、記入洩れ等、主催商組が重大であると判断した場合クレームとします。
- ・ クレームの対象となる部品代が2万円未満の場合はノークレームとします。  
なお、部品代に工賃は含まれません。  
ただし、セールスポイントに記載されている内容のものは、部品代が2万円未満であってもクレームの対象となります。
- ・ **オークションで落札後、他のオークションに転売（他のオークションに転売とは、他オークションにおいて成約したものを指します。）した場合はノークレームとします。**  
ただし、**走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車はクレームの対象とします。**
- ・ 出品申込書に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合であってもノークレームとします。
- ・ 出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。  
なお、エンジンオーバーホールを要すものも含みます。
- ・ 落札店が、主催商組に対してクレーム申立を行った日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合はノークレームとします。
- ・ 別表においてノークレームと定めた事項の場合。
- ・ その他主催商組が申立却下と判断した事項の場合。

## 7. クレームと制裁

主催商組は、参加者の悪質なルール違反に対し、この統ルールで定められたクレーム裁定とは別に、中商連オートオークション規約に基づき制裁を科すことがあります。



## 第5条 雑則

### 1. 統一ルールの改正

この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。

### 2. 附則

この統一ルールは、平成24年4月1日から施行します。

別表 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
	評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1 年式 (輸入車モデル年式含む)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費
2 初年度登録月	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<6ヵ月以上の相違> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6ヵ月) <6ヵ月未満の相違> キャンセル時:ノーペナキャンセル 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円
3 車名	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	主催商組の裁定による
4 グレード・2WD/4WD 相違 (パッケージオプション含む)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 出品店申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセルのみ受付する。
5 ディーラー・並行相違	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
6 型式・排気量	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
7 ドア・形状	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
8 定員・積載	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
9 車歴	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	レンタ・営業・身障者仕様・その他改造等
10 車検	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<6ヵ月以上の相違> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6ヵ月) <6ヵ月未満の相違> キャンセル時:ノーペナキャンセル 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 <車検付申告が抹消であった場合> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:個別対応
11 走行距離相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費
12 車体色相違	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	車体色と色コード(カラー番号)が異なる場合は、色コードを優先とする。
13 色替え	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。
14 シフト相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	フロア コラム、AT MT、5速 4速等
15 冷房・装備品の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
16 燃料相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ガソリン ディーゼル等
17 セールスポイントの不良・有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	セールスポイントに記載された装備品が不良、または無かった場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
18 装備品(純正品)の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
19 保証書の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<メーカー規定保証期間内の車両> キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費 値引き時:5万円 <メーカー規定保証期間を経過している車両> キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費 値引時:2万円(低価格車は1万円)
20 諸元相違 (長さ・幅・高さ)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	但し、主催商組が相当と判断した場合はクレームとする。

別表 重大クレーム事項の受付期間と裁定

クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
	評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1 修復歴車	当日含む5日		当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とし、落札金額10万円未満はノークレームとする。 なお、落札金額10万円未満であっても主催商組が重大と判断した場合はクレームとする。
2 再検査による評価点「1.5点」以上の差	当日含む5日		ノークレーム	当日含む5日	当日含む5日	
3 粗悪車	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、主催商組による現車確認の結果、相当と判断したもの。
4 メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	キャンセル時:ペナルティー(出品店関与10万円・不関与5万円)+諸経費 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
5 タコグラフ交換	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	キャンセル時:ペナルティー5万円+諸経費 車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
6 走行不明「#」の申告で、メーター改ざんが立証された場合	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	当日含む6ヵ月 または 書類発送後1ヵ月 ( )	ノーペナキャンセルのみとし、諸経費(陸送費やその他にかかる費用)は請求できない。 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
7 冠水車(申告なしの場合)	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
8 接合車	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
9 盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10万円、主催商組が認める諸経費を主催商組に返還するものとする。
10 消火器の散布跡車	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	必要により現車確認とする。
11 エンジン乗せ替え(規格外)	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費
12 ミッション乗せ替え(規格外)	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	FA F5、AT MT等 キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費

別表 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					10年・10万km超	クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格率	商談			
内装	1 内装焦げ・切れ・しみ・異臭	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。	
	2 雨漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。	
	3 ダッシュ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。	
	4 標準装備品の欠品(装備品欄に記載がない場合)	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものでし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。ヘッドレスト、ハンドル、シート等。	
	5 ジャッキ・工具・スペアタイヤの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ(パンタグラフ 3千円・油圧 5千円)、スペアタイヤ(普通車 5千円・軽 3千円)	
	6 8ナンバーキットの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	搬出前まで	欠品の申告がなかった場合、現品支給または5万円を上限に値引きとする。	
外装	7 ガラス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。	
	8 鉄粉・P付着	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。	
	9 塩害	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、主催商組が相当と判断したもの。	
	10 レンズのヒビ・ドアミラー損傷	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。	
	11 タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイールとも普通車1本5千円・軽自動車1本3千円の値引きとする。R点・低価格のスタッドレスはノークレームとする。	
	12 標準装備品の欠品(装備品欄に記載がない場合)	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものでし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。	
電装	13 P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。	
	14 マルチV・テレビ・ナビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。	
	15 イモビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可する。(複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。)	
	16 オーディオ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。	
	17 サルーフ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。	
	18 エアコン不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。	
	19 セルモーター・ダイオド不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。	
	20 メーター類不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものでし、ただし、積算計不動は部品代が3万円未満であってもクレームとする。	
機関	21 エンジン上部(タペットバルブ・ヘッド等不良)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。	
	22 エンジン下部(メタルピストン異音・焼き付き・圧縮不足等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。	
	23 噴射ポンプの不良または燃料漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。	
	24 ターボ・スーパーチャージャー不良および改造	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。	
	25 ラジエーター・ウォーターポンプ不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。	

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
機構	26 マフラー不良(腐食等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	27 クラッチ滑り	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出可能な場合は全てノークレームとする。
	28 MTミッション不良(ギア鳴き等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	29 ATミッション不良(滑り・ショック・タイムラグ)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。滑りは必要により現車確認とする。
	30 デフ・トランスファー・カブリング不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	31 ドライブシャフト不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。1本につき1万円の値引または現品支給とする。
	32 ABS・ブレーキ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。パット・ローターはノークレームとする。
	33 エアバック不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	部品代2万円以上のものとする。装備品に印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を科すことがある。
	34 ショック・サス不良(エアサス・アクティブのみ)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。
	35 ハウステキアボックス・ポンプ・4WS不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
36 キー違い(エンジンキーとドアキーが違う場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	特殊キーについては項目45にて裁定する。	
その他	37 職権打刻(国産のみ)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	38 登録遅れ	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	マイナー・モデルチェンジから6ヵ月以上を経過したもの。キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費
	39 型式改・構造変更の表示なし	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	40 型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	41 記録簿の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	値引時:2万円(低価格車は1万円)
	42 ワンオーナー	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費 値引時:2万円
	43 メーター(積算計)の故障	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
	44 冠水車(申告ありの場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	書類から判明する相違事項、メーター関連問題の場合に限りクレームとする。車両の機能に関する内容はノークレームとする。
	45 ナビCD・リモコン・CDマガジン・キーレス等付属部品の欠品	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	装備品に印またはセールスポイントに記載された場合は、部品代が2万円未満であってもクレームとし、現品支給または値引とする。カードキー、スマートキー等の特殊キーについては、その機能が正常で備品に欠品がないこと。
	46 社外品の申告漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
47 コーショングレイト欠品の申告漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	値引き・キャンセルいずれかの対応とする。	
48 車検証備考欄の走行距離相違	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	記録簿で確認できる場合:ノーペナキャンセル+諸経費 記録簿で確認できない場合:キャンセル時ペナルティー5万円+諸経費	
49 前項各本文に該当する場合でも、主催商組が相当と認めた場合						クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。	

別表 ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
	落札店都合によるキャンセル	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限り。)ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。
	出品店都合によるキャンセル (書類提出不可能な場合を含む。)	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限り。)の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料とする。  オークション当日以降の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)とする。
	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札店は車検満了日の前月から請求することができる。(必ず主催商組を介して申し出すること) 主催商組から出品店へ請求した日より10日以内に主催商組へ提出されない場合、ペナルティー1万円。以降1週間経過毎に1万円を加算。
	出品店が、主催商組の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算
	出品店が、オークション開催日を含め21日を経過しても主催商組に書類を提出しない場合	上記の延滞ペナルティーを含めペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)。
	落札店がオークション開催日の翌月末日までに名義変更しない場合、または翌々月の5日までに名変コピーを主催商組に提出しない場合 (出品申込書に記載された名変期限を経過した場合を含む)	ペナルティー1万円 以降1週間経過毎に1万円を加算
	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー1万円
	落札店が、オークション当日から7日を経過しても落札代金を決済しない場合	ポス利用を一時停止する。 1日あたり、落札台数×2千円のペナルティー。 なお、主催商組は、落札代金決済の遅延が重なる者について、ポス登録の取消し(オークション参加資格の取消し)をすることができる。
	委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差替えを依頼する場合。 または、書類有効期限が、主催商組到着日を含め1ヵ月以上あるが差替え依頼をする場合 受付が2月28日の場合 3月31日以上の有効期限があるもの	下記金額にて差替え依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申出をすること) 印鑑証明書…3万円 委任状…2万円 譲渡証…2万円 その他証明書(謄本・抄本・住民票等)…2万円 記入申請書…2万円
	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合 (出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く)	出品店より落札店へ1万円を支払う。
	落札店が、書類一式(移転・抹消)を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申出をすること) <普通車> 出品店名義の場合…5万円(実費含む) その他名義の場合…10万円(実費含む) <軽自動車> 出品店名義の場合…3万円(実費含む) その他名義の場合…5万円(実費含む)
	出品車両の燃料が無く、会場内で車両移動ができない場合	ペナルティー2千円
	落札車両の名義変更前に起こした違反(駐車違反、その他違反行為)により、出品店側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合	ペナルティー3万円